

官報 号外 平成十七年十月六日

○第一百六十二回 会衆議院会議録 第五号

平成十七年十月六日(木曜日)

平成十七年十月六日

午後一時 本会議

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○本日の会議に付した案件

増原義剛君の故議員永岡洋治君に対する追悼演説

郵政民営化法案(内閣提出)、日本郵政株式会社

法案(内閣提出)、郵便事業株式会社法案(内閣提出)、郵便局株式会社法案(内閣提出)、

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機

構法案(内閣提出)及び郵政民営化法等の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)並びに郵政改革法案(松本剛明君外七名提出)の趣旨説明及び質疑

○故議員永岡洋治君に対する追悼演説

○議長(河野洋平君) この際、弔意を表するため、増原義剛君から発言を求められております。これを許します。増原義剛君。

〔増原義剛君登壇〕

○増原義剛君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員永岡洋治君は、去る八月一日逝去されました。私もかけぬ突然の訃報に言葉もなく、ただただ今もつて信じがたい思いであります。まことに痛惜の念にたえません。

平成十七年十月六日 衆議院会議録第五号

議員永岡洋治君逝去につき弔詞贈呈の報告 故議員永岡洋治君に対する追悼演説

私は、ここに、皆様の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

県古河市においてお生まれになりました。永岡君は、昭和二十五年十二月二十四日、茨城少年期を故郷の古河で過ごされた君は、六歳のころから剣舞を習い始め、剣舞を通じて、日本人ことに今日の日本を形づくった歴史上の人物の精神を学ばれたと聞いております。日本人としての誇りを持ち、人として世に貢献しなければならないという君の一貫した姿勢は、幼少の折からこうして培われていつたものであります。

その後、地元の中学校から埼玉県立春日部高等学校を経て、東京大学法学部に進みました。在学中、当時議論されていた世界的食糧不足問題に強い関心を持ち、日本全体の国土、人間、社会を幅広く扱う行政に携わりたいという思いを抱くに至り、昭和五十年、大学卒業と同時に農林水産省に入省されました。そして、在職中、アメリカのハーバード大学大学院に留学、昭和五十七年、修士課程を修了し帰国されました。同じ時期に留学していた同僚議員によりますと、当時より、信念を持つた相当の論客であつたとのことであります。

農林水産省では、経済局国際部国際経済課ガット室長、畜産局牛乳製品課長等を歴任されました。その間、大臣官房上席企画官在職時には、新農業基本法のベースとなる「新しい食料・農業・

農村政策の方向」を取りまとめられ、また、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の妥結に至る最後の一年間を、ガット室長として、その取りまとめに尽力されたのであります。

申し上げるまでもなく、このガット・ウルグアイ・ラウンド交渉に際しては、貿易立国を國の基本政策とし、多国間における貿易自由化を主張していだ我が國にとって、自らの米市場開放を中心とした農業分野における農産物交渉の妥結が、そなへたときを握ると言われておりました。君は、そうした困難な状況の中、アメリカ、EC等の代表者と、直に、厳しくも真摯な交渉を続けられ、その卓越した能力を存分に發揮、見事にガット・ウルグアイ・ラウンド交渉を成功に導いたのであります。(拍手)

一方、そうした交渉を通じ、従前の縦割り行政のもと、政治不在のまま国益調整なき交渉が行われている実態を目の当たりにし、国益を踏まえた政治や行政に危機感を持ち、政治のリーダーシップ、責任をとる政治を求めて、大蔵省を退官いたしました。

君は、郷里茨城県に帰り、翌年の第四十一回衆議院総選挙に勇躍立候補されましたが、その選挙区は、党の調整で、出身地ではなく、いわゆる落選候補であります。地盤もなく、知名度も低く、しかも逆風の中で、善戦むなしく惜敗に終わつたのであります。

しかし、日本が大きな変革の時を迎えていくという認識から、日本の将来を思い、その後も地道な活動を続けられました。地盤もなく、知名度も低く、しかも逆風の中で、善戦むなしく惜敗に終りました。そうした中で、平成八年に、君の発意により、政治に対する志を同じくする者、我々選舉に落選

した者九名が相集い、政策グループ「ミッショント」を結成、行政や経済界で培つた知識と経験をもとに、お互いに切磋琢磨し、日本の指針たり得る新しいビジョンを作り上げていく決意をいたしました。君は、そのグループの幹事として会を取りまとめ、機関紙も発行しました。そして合宿を重ね、経済社会の変化に対応した、国民の常識が生かされる政治の実現をめざし、ともに熱い議論をたたかわせてきたことが、昨日のように思い出されます。

五年前の第四十二回衆議院総選挙において、我々「ミッショント」のメンバーは、選挙区出身地に変えた君を除き全員当選を果たしました。しかし、それに気落ちすることなくさらなる精進を重ねる君の姿を見たとき、その信念の強さに、「初心忘るべからず」と我々自身を戒めたほどであります。

平成十五年、第四十二回総選挙の補欠選挙において、三度目の挑戦について見事初当選の栄冠をかち取り、八年に及ぶ浪人生活に終止符を打つたのであります。（拍手）

君は、衆議院議員として在職すること二年と五ヶ月、極めて短い期間でありましたが、農林水産委員会、財務金融委員会、憲法調査会等に所属し、熱心に国政の審議に当たられ、そのまじめな態度とすぐれた見識は、党派を超えて同僚議員から厚い信望を集めていたのであります。

特に農林水産委員会においては、これから日本本の農業・農政について、数多くの真摯な提言をされました。とりわけ、食料自給率の問題については何度も取り上げられ、国の安全保障、国家の生存権の問題としてとらえるべきであるとし、W

T.O.交渉、FTA交渉においては、そのことを我が國の基本的な交渉の理念、哲学とすべきことを訴えられました。

昨年三月には、この壇上において、与党を代表して、道路関係四公団民営化法案の趣旨説明に対する質疑をされました。その内容は、法案の意義、本質をわかりやすく明快に論じ、国民が納得のいく真の改革たるべしという使命感に溢れたものであります。

また、自由民主党におきましては、経済産業部会副部会長、国土交通部会副部会長等の要職を歴任され、党の政策立案に寄与されました。

さらに、昨年一月からの鳥インフルエンザの発生に際しては、養鶏農家の経営の問題のみならず、安全な鶏卵や鶏肉の流通の確保への取り組みのため、自民党養鶏振興議員連盟の設立に参画、事務局長として活躍されました。特に、今年六月未に地元で発生が確認された際には、自ら現地に赴き発生養鶏場を視察されるなど、その感染経路の究明、有効な手法の確立のため、精力的に活動されたのであります。

現在最大の課題となつております郵政民営化法案では、より明確な修正を求めていましたが、党の最高の意思決定機関である総務会の多数決で決まりました以上、それに従うのが二大政党政治、民主主義の原則であると、君らしい明快な判断を示されました。

君は、元來の専門分野であつた農政に加え、経済財政、教育、環境、少子化問題といった、幅広い分野についての深い見識の上に立ったグローバルな発想力を持ち、まさに、からの日本を背

負つて立つべき人材でした。また、政治家として、何よりも立派だと敬服しておりますのは、

「政治と家庭を直結」すること、「政治不信、政治への無関心を取り除き、信頼できる政治を確立」することを基本姿勢に掲げ、各種の政治課題についてわかりやすく説明することが政治家の責任とし、これを真摯に実践しておられたことであります。

よわい五十四歳、君は、いよいよ政治家として今後の大成を期待されながら、志半ばにして忽然と去つていかれました。まことに痛恨やる方ないものを覚えるのであります。今日、国内外の情勢を思うとき、君のような前途有為の政治家を失いましたことは、本院にとつても、國家国民にとっても、まことに大きな損失であり、惜しみでもなお余りあるものがあります。

我々「ミッショント」のメンバーは、この度の第四十四回衆議院総選挙において、党派の違いこそあれ、また全員の当選を果たすことができました。君が存命ならば、再びそれぞれの政治に対する志のもと、日本のあるべき将来について、ともに論ずることができたであろうと思うと、残念でならないのであります。しかし、君の志は、我々のみならず、準備期間が極めて短い中、今回の総選挙で見事当選された桂子夫人によつて立派に受け継がれることがあります。（拍手）友よ、安らかにお休みください。

ここに、謹んで永岡洋治君の生前の御功績をたたえ、その人となりをしのび、心から御冥福をお祈りして、追悼の言葉といたします。（拍手）

官報（号外）

官

〔國務大臣竹中平蔵君登壇〕

○國務大臣（竹中平蔵君）　このたび、政府から提出いたしました郵政民営化法案、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便貯金・簡易生命保険管理機構法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案並びに松本剛明君外七名提出、郵政改革法案について、趣旨の説明を順次求めます。國務大臣竹中平蔵君。

〔國務大臣竹中平蔵君登壇〕

このたび、政府から提出いたしました郵政民営化法案、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便貯金・簡易生命保険管理機構法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案並びに松本剛明君外七名提出、郵政改革法案について、趣旨の説明を順次求めます。國務大臣竹中平蔵君。

郵政民営化は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、内外の社会経済情勢の変化に即応し、日本郵政公社（以下「公社」と申し上げます。）にかかる新たな体制を確立するものであり、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、その機能を引き継ぐ新た

官 報 (号 外)

な株式会社を設立するとともに、一定の期間、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講ずるものであります。これにより、経営の自主性、創造性及び効率性を高め、公正かつ自由な競争を促進するとともに、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上、資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであります。この郵政民営化を実現するため、これら六法案を提出するものであります。

それぞれの法律案の概要について、順次御説明申し上げます。

初めに、郵政民営化法案についてであります。

第一に、郵政民営化の基本的な理念及び方針並びに国等の責務をどうしてもらいます。

第三に、郵政民営化を推進するとともに、その状況を監視するため、政府に、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会を平成二十九年九月三十一日まで設置することとし、郵政民営化委員会が三年ごとに、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行うこと、郵政民営化推進本部がその見直し等について国会に報告すること等郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の所掌事務、組織等について定めております。

第三に、準備期間中の公社の業務について、国際貨物運送に関する事業を行うことを主たる目的とする会社に出資ができる等の特例等を定めています。

第四に、日本郵政株式会社を準備期間中に設立することとし、日本郵政株式会社に、公社の業務等の承継に関する実施計画を作成させ、この実施

計画に関する事項を決定する経営委員会を設置することその他の準備期間中の業務の特例等並びに移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有及び完全処分等の業務の特例等について定めています。

第五に、郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」と申し上げます。）を平成十九年十月一日に設立することとし、その設立及び移行期間中の業務の特例等について定めてあります。

第六に、一般の商法会社として郵便貯金銀行及び郵便保険会社を日本郵政株式会社に設立させることともに、銀行法及び保険業法の特例等として、郵便貯金銀行及び郵便保険会社がそれぞれ銀行業の免許及び生命保険業免許を平成十九年十月一日に受けたものとみなすことを定めるほか、預入限度額、保険金額等の限度額、業務範囲等について適正な競争関係等を確保するための必要な制限を加えるとともに、民営化に関する状況に応じ、移行期間中にこれらの制限を解除し、自由な経営を可能としていくこと、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の定款に議決権の行使に関する事項を定めなければならぬこと等について定めてあります。

第七に、公社の業務等の日本郵政株式会社及び機構への承継に関する基本計画、その承継を円滑に行うための税制上の措置その他の所要の規定を設けておきます。

次に、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案及び郵便局株式会社法案についてであります。

式会社につきましては、第一に、郵便事業株式会社の発行済み株式の総数を保有し、両社の経営管理を行うこと並びに両社の業務の支援を行うことを目的とすることを定めております。

第二に、政府は、當時、日本郵政株式会社の発行済み株式の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならぬことを定めております。

第三に、日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が発行する株式を引き受けるとともに、両社の発行済み株式の総数を保有していないければならないこと、両社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保並びに両社の株主としての権利の行使の業務を行うほか、その目的を達成するために必要な業務を行うことができるることを定めております。

郵便事業株式会社につきましては、第一に、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的とすることを定めております。

第二に、郵便事業株式会社は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むほか、お年玉付郵便葉書等及び寄附金付郵便葉書等の発行の業務を営むことができるとともに、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、これらの業務以外の業務を営むことができるよう、地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とすることを定めております。

郵便局株式会社につきましては、第一に、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の業務を営むほか、地方公共団体の特定の委託を受けて行う郵便窓口業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的とすることを定めています。

事務の郵便局における取扱いに関する法律に定められた事務に係る業務、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことができるとともに、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、これらの業務以外の業務を営むことができるることを定めています。

第三に、郵便局株式会社は、郵便局の設置について、あまねく全国において利用されることを目指して郵便局を設置しなければならないことを定めています。

さらに、郵便事業株式会社に関して、第三種郵便物、第四種郵便物に係る業務等であつて一定の要件を満たす社会貢献業務に関する規定を、郵便局株式会社に關し、地域住民の生活の安定の確保のために必要であること等の要件を満たす地域貢献業務に関する規定を、それぞれ設けることとしております。また、これらの業務の実施のため、日本郵政株式会社に社会・地域貢献基金を設け、一兆円に達するまで積み立てなければならないこととするとともに、一兆円を超えて積み立てることができること、二兆円まで積み立てる場合には、一兆円までと同ジルールで積み立てなければならないこと等を定めております。

このほか、これら三会社に対する監督に関する規定その他所要の規定を設けております。

次に、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案についてであります。

この法律案は、機構が、公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確實に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とすることのほか、機構

の役職員、業務、財務、会計等について定めております。

最後に、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案についてであります。

官報(号外)

この法律案は、郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法が施行されることに伴い、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵公社法等十三の関係法律を廃止するほか、郵便法について郵便認証司の制度を設けるなど百六十の関係法律について規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めるものであります。

これら六法案は、一部を除き、平成十九年十月一日から施行することとしております。なお、システム対応上の問題がある場合には民営化の実施時期を延期できるよう、所要の規定を設けております。

以上が、郵政民営化法案等の六法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者大串博志君。

(大串博志君登壇)

○大串博志君 ただいま議題となりました郵政改革法案につきまして、提案理由及び法案の概要を御説明いたします。

改革を行うに当たって、その改革が本当に国民のためになるということを確保するためには、まずもつてその目的と手段を明確にする必要があります。

郵政事業の改革を行うに当たっては、何が最も重要な目的なのでしょうか。それは、何が郵政事

業における国民の権利であるのかを明らかにして、その国民の権利をしっかりと保障し、安心を確保することです。そしてさらに、現在、郵政事業という巨大な官の中に、莫大な、国民の貴重な資産、資金がため込まれ、これが公的部門の非効率な事業に垂れ流されている、この現実を変え、その資金が民の世界へ確実に流れるようにすることです。官から市場への改革です。

このような目的を達成するための手段として、我々は、郵便と決済サービスを国の責任で全国サービスを提供する一方で、郵便貯金・簡易生命保険の資金量は民業圧迫にならないように縮小すべきだと主張してきました。

小泉総理が述べておられる官から民へ、あるいは民間でできることは民間にという考え方については、異論はありません。しかしながら、今般、政府から提出されている郵政民営化法案においては、本当にこののような官から民へという考え方が適切に実現されていくのか、大いに疑問です。

(拍手)

本当に官から民へという考え方を実現するので

あれば、まずは官と民との役割を定義し、峻別す

以下、本法律案の概要を申し述べます。

内閣提出の郵政民営化法案が公的部門のさらなる肥大化と民業圧迫を招くものであるのに対し、

る必要があります。ところが、一般の郵政民営化法案においては、これに係る定義、峻別が明確にはなされていません。すなわち、何が郵政事業における国民の権利か、これが明らかにはされていません。民営化をすれば、市場が自動的に官の分野と民の分野を振り分けて、それぞれの分野のサービスが適切に国民に提供されるように調整してくれるのか。市場はそのような機能は果たしません。

せん。

本当に官から民へという考え方を実現するので

あれば、まずは官と民との役割を定義し、峻別す

以下、本法律案の概要を申し述べます。

第一に、国民の暮らしの安心を支え、地域住民の生活の向上を確保するために、郵便及び郵便貯金については、國の責任で全国的サービスを維持することとします。二〇〇七年十月一日以降の經營形態は、郵便は公社、郵便貯金は公社の一〇〇%子会社である郵便貯金会社とします。

第二に、二〇〇六年度中に郵便貯金の預入限度額を七百万円に引き下げるとともに、二〇〇七年

五百円に引き下げるなどとします。なお、旧貯

金については、郵便貯金会社に特別勘定を設け、公社の委託を受けて管理運用を行うこととします。

第三に、二〇〇七年十月一日以後、簡易生命保険は廃止することとします。なお、旧契約については、公社の子会社として保険業法に基づき二つ以上の郵政保険会社を設立し、これらの会社との間で再保険契約を結ぶこととします。そして、各

郵政保険会社の株式は、二〇一二年九月三十日までにすべてを売却し、完全民営化することとします。第四に、郵政改革とあわせ、特殊法人、独立行政法人などの抜本的改革を進めることとします。そのための措置を講じた上で、公社及び郵便貯金会社、完全民営化までの郵政保険会社による財投債、政府保証債、格付のない財投機関債の購入を禁止することとします。

第五に、二〇〇七年十月一日以後、公社の役職員は非公務員とともに、天下りを制限することとします。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

(号) 外 報

官

郵政民営化法案(内閣提出)、日本郵政株式会社法案(内閣提出)、郵便事業株式会社法案(内閣提出)、郵便局株式会社法案(内閣提出)、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案(内閣提出)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)並びに郵政改革法案(松本剛明君外七名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。石破茂君。

〔石破茂君登壇〕

○石破茂君 私は、自由民主党を代表いたしまして、政府提出の郵政民営化法案外閣連五法律案並びに民主党提出の郵政改革法案について質問いたします。(拍手)

さきの通常国会における郵政民営化法案の参議院での否決、廃案を受け、小泉総理は、行財政改革を断行するに当たつて郵政民営化は避けは通れない改革の本丸であり、ここで改革の流れをとめてはならないという強い決意のもと、衆議院を解散し、総選挙の結果、与党の議席が過半数を大きく上回るに至りました。郵政民営化を実現し、構造改革をさらに加速すべしとの審判が、まさしく主権者たる国民から下されたのであります。(拍手)

○一日も早く民営化法案を可決、成立させることこそが、国会、なかんずく我々与党の国民に対する責任であり、我が党としても全力を尽くす決意であります。まず、竹中大臣にお尋ねいたします。

今回再提出された法案では、民営化の実施スケジュールを半年延期するなどの修正が加えられておりますが、スピードある改革を重視するならば、これを延期すべきではないとも考えられます。御所見を承りたい。

総選挙を通じ、郵政民営化に対する国民の支持は明確となりました。しかしながら、郵便局がなくなることに対する不安や懸念は、過疎地などを中心に今なお払拭し切れていないと感じております。私も選挙中、過疎地の高齢の方々から、我々の近くには銀行も信用金庫もない、農協の支所も廃止されてしまった、我々には郵便局だけが頼りなのだ、そのような切実な声を多く聞き、そのためには理解を得るべく努めたことを思い出します。

私は、自由民主党を代表いたしまして、政府提出の郵政民営化法案外閣連五法律案並びに民主党提出の郵政改革法案について質問いたします。(拍手)

さきの通常国会における郵政民営化法案の参議院での否決、廃案を受け、小泉総理は、行財政改革を断行するに当たつて郵政民営化は避けは通れない改革の本丸であり、ここで改革の流れをとめてはならないという強い決意のもと、衆議院を解散し、総選挙の結果、与党の議席が過半数を大きく上回るに至りました。郵政民営化を実現し、構造改革をさらに加速すべしとの審判が、まさしく主権者たる国民から下されたのであります。(拍手)

○次に、民業圧迫に対する問題についてお尋ねいたします。

民営化後の各社が民間企業と同じ条件のもとで健全な競争を行うことにより我が国経済の活性化を図る、これが郵政民営化の主要な目的の一つであります。また、そのためには競合他社とのイコール

スケジュールを半年延期するなどの修正が加えられます。御所見を承りたい。

フットティングの確保が大前提となります。

合わせて約三百四十兆円もの巨額な資金を有する郵便貯金と簡易保険が民営化された場合、地方の中小金融機関を初めとする既存の民間金融機関の経営が圧迫されるのではないかとの懸念もいます。御意見をお伺いいたします。

最後に、郵便貯金、簡易保険の民営化による国債市場への影響についてお尋ねいたしました。私は、今回の民営化の最大の意義は、財政規律を確立し、財政健全化への道筋を開くことにあると考えております。民営化とは、経営体の債務を国が保証しないことをその本質とするものであり、債務を国が保証する限り、これは財政規律の及ばない、いわば社会主義的な世界であると言わざるを得ません。

公社形態を維持し、元本に対し政府保証がついている限り、リスクは直接国民に見えることはありません。市場規律を欠いた資金が安易に使われ、仮にリスクが頭在化して損失が発生すれば税金でこれを補てんするというような仕組みは何どかに反映されるのか、さらには、現在の公社職員の雇用確保は郵政民営化法案においてどのように担保されているか、改めて御見解を承りたいと存じます。(拍手)

さきの法案審議において、民主党は、このように主張しておられたと記憶しております。すなわち、公社のままで改革は可能であり、株式会社化は改革にはならない。三事業一体でなければ、率直に申し上げて、私はこれを見て、さきの国会における審議は一体何であったのかと愕然といたしました。

さきの法案審議において、民主党は、このように主張しておられたと記憶しております。すなわち、公社のままで改革は可能であり、株式会社化は改革にはならない。三事業一体でなければ、郵政事業、郵便局ネットワークは崩壊する。郵便

貯金、簡易保険は国の責務として維持すべきである。十年間で株式を完全処分するのは拙速に過ぎる。公務員身分を失わせるべきではない。そのよう主張しておられたのであります。

それらが、今回提出された郵政改革法案では、すべて覆っているではありませんか。株式会社である郵便貯金会社、郵政保険会社を設立する、三事業は分離する、定額貯金と簡易保険は廃止する、郵政保険会社の株式を五年間で完全処分す

利回りは高騰し、財政破綻が起こり、資金は海外に逃避する、これはまさしく我が国にとつて悪夢であります。このような事態を回避するためにも、民営化は急務と考えております。

他方、郵便貯金、簡易保険によるこれまでと同様な国債購入が期待できないということになれば、長期金利が急上昇し、金融市場、ひいては経済全体に悪影響が生ずるとの指摘もあります。郵政民営化と財政との関係につき、竹中、谷垣両大臣の見解を承りたいと存じます。

続きまして、民主党提出の郵政改革法案について、提出者に質問をいたします。

まず、時間的制約があつたにもかかわらず対案を示された提出者初め関係各位の御努力には、深甚なる敬意を表したいと存じます。しかしながら、率直に申し上げて、私はこれを見て、さきの国会における審議は一体何であったのかと愕然といたしました。

さきの法案審議において、民主党は、このように主張しておられたと記憶しております。すなわち、公社のままで改革は可能であり、株式会社化は改革にはならない。三事業一体でなければ、郵政事業、郵便局ネットワークは崩壊する。郵便

る、公社役職員は平成十九年十月から非公務員化する、そういう内容であります。

我が目を疑つたのは、私ばかりではないはずであります。国民の多くが、そう感じているはずであります。何ゆえ、このように変わられたのでありますようか。

さらに、これを一読して明らかになることは、これは大まかな方針を羅列したものにすぎず、法案とは名ばかりのものであるということであります。

例えば、公社業務のあり方について検討を加え、必要な措置を講ずるとありますが、郵便局などで行う事業はどのように変わるのか。郵便貯金会社を公社の一〇〇%子会社としているが、銀行業と郵便事業とのリスク遮断はどうに担保されるのか。公社のまま貯金事業を行うことと実質的に何が違うのか。郵政保険会社を二つ以上設立するとしておられますか。これらはどのような基準によって分割をされるのか。財投債とその他公債とを区別するとしているが、これは具体的にどのような措置を講ずるのかなどなど、主要な点だけ挙げましても、あいまいさが目立つのであります。(拍手)

具体的に、新会社の経営見通しについて伺います。

民主党案は、郵便事業については公社形態を維持し、事業に一定の制約を課す一方で、郵便貯金、簡易保険については、定額貯金と簡易保険の廃止、郵便貯金の預入限度額の引き下げ、新保険会社の分割などを提案し、規模の大縮小をセールスポイントにしています。まず規模縮小ありきとの立場のようですが、このように進め

た場合、新会社の経営はどのようなものになると見通しておられますか。場合によつては公的資金の投入もお考えなのでありますようか。

通常国会での審議において、政府側の新会社の経営見通しに関する骨格経営試算や採算性の試算に対し、民主党は再三、見通しが甘い、試算として不十分といった批判を繰り返しておられたのであります。が、民主党案による新会社の経営見通しについて、財政の健全性の回復との関連も含め、ぜひ明確な御説明を賜りたいと存じます。

私は、規模縮小ありきの前提で設立された新会社に健全経営が可能であるとは到底思われません。民主党案にこそ、郵便局のネットワークは維持できるのか、約二十六万人の常勤職員の雇用の確保が困難になるではないかとの不安を抱くのであります。これらにつき、どのような配慮がなされているのか、あるいはなるおつもりがないのか、御見解を承りたいと存じます。

民主党案では、郵便局は公社形態のままであり、発展性は制約されます。郵便、郵貯については多様なサービスの提供が妨げられますし、保険についても、郵政保険会社が強制的に小規模に分割されることから、経営上のリスクが高まる危険性があります。さらには、郵政保険会社の株式をわずか五年間で売却する、公社、郵便貯金会社、

郵政保険会社におよそ財投債等を保有させないなど、失礼を省みずにおこして申し上げれば、金融、経済の実態にそぐわない絵そらごとの印象を禁じざるを得ないのであります。(拍手)

このように、民主党案は政府案と比べてそのスタンスが大きく隔たつてゐるようと思われます

が、御所見があればお述べいただきたいと思います。

以上、実際的な制度設計に踏み込むことなく、多々あいまいなところを残している民主党案は、結果として郵政民営化の実現を先送りすることになります。何とぞ、民主党におかれまして、総選挙における国民の審判を真摯に受けとめられ、本国会に於ける審議において政府・与党との間で建設的かつ有意義な議論が行われることを心より期待いたします。

そして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇)

○國務大臣(竹中平蔵君) 石破議員から五問の質問をいただきました。

まず、郵政民営化の実施スケジュールの延期についてのお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、郵政民営化を早期に実施することは重要でございます。一方で、郵政民営化を円滑に実施することも同様に重要であると考えております。

民主党案では、郵便局は公社形態のままであります。郵便、郵貯については多様なサービスの提供が妨げられますし、保険についても、郵政保険会社が強制的に小規模に分割されることから、経営上のリスクが高まる危険性があります。さらには、郵政保険会社の株式をわずか五年間で売却する、公社、郵便貯金会社、

郵政保険会社におよそ財投債等を保有させないなど、失礼を省みずにおこして申し上げれば、金融、経済の実態にそぐわない絵そらごとの印象を禁じざるを得ないのであります。(拍手)

このように、民主党案は政府案と比べてそのスタンスが大きく隔たつてゐるようと思われます

郵便局の存続については、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置することを法律上義務づけ、さらに省令における具体的な設置基準として、特に過疎地について、法施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることを規定することとしております。

郵便局における郵便サービスについては、郵便事業会社による郵便局会社への窓口業務の委託を義務づけております。貯金・保険サービスについては、代理店契約の義務づけや社会・地域貢献基金の設置、さらには株式持ち合いによる一体的経営を可能とすることなど、民営化後も郵便局において貯金・保険のサービスがしっかりと続くよう、実効性のある仕組みをつくっております。

また、地域の意見でありますけれども、地域貢献業務計画の策定に際しましては、地域の有識者等の意見を聞いて、郵便局単位のきめ細かい地域のニーズをしっかりと把握し、これを尊重して策定することを義務づけております。こうしたプロセスや個々の郵便局における日々の活動を通じて、地域の意見やニーズが適切に把握され、地域密着型の経営が行われるものと考えております。

現在の公社職員の雇用確保についてお尋ねがございました。

公社職員の雇用については、法律により新会社において確実に確保するものとしております。具体的には、公社解散の際に公社に所属する全員は、承継計画において定めるところに従い、いずれかの新会社の職員となることとしております。

また、民営化に伴う職員の待遇につきましては、職員に不利益を生じさせないなどの観点か

(号)外 報官

ら、新会社の職員の労働条件に關する事前の団体交渉及び労働協約の締結を可能とする事、新会社の職員の労働条件を定めるに当たり公社職員の勤務条件への配慮を義務づけること、新会社における退職手当の支給に当たり公務員時代の在職期間を通算すること、民営化後も当分の間、国家公務員共済組合制度を適用すること等の措置を講ずることとしております。

これらの措置により、職員が安心して意欲的に働くことができる民営化による民業圧迫の懸念についてお尋ねがございました。

郵貯、簡保の民営化による民業圧迫の懸念についてお尋ねがございました。

御指摘の規模の問題について、まず申し上げるべきことは、民営化に当たり、郵貯、簡保の資金を新旧分離するということです。民営化時点での資金規模の大半を占める旧契約分は国債等の安全資産に運用することとしており、政府保証つきで集めた巨額の資金をもつて貸し付け等の新規業務に進出していくことはありません。そして、この旧契約分は満期到来等に伴い確実に減少してまいります。

また、新規業務が認められることになる、いわゆる新勘定につきましても、民営化により市場経済の中で厳密な資産負債総合管理、ALMが行われる結果、適正規模に收れんしていくものと考えております。

それでも、これら金融二社については、やはり規模の問題のほかにも、政府出資による国の信託、関与など競争上の優位性があると考えられますので、法案におきましては、金融二社は一般商法会社として設立し、全株処分によつて国の信託に頼らずにその年度の税取等で賄えるよう、歳出

等、國の関与の度合いの低減に応じイコールフツティングを確保しつつ、民営化委員会の意見を聴取の上、段階的に規制緩和していくこととするなど、民業圧迫とならないよう配慮しているところ

でございます。

最後に、郵便貯金、簡易保険の民営化による国債市場への影響についてお尋ねがありました。

今回の郵政民営化関連法案においては、国債市

場における予測可能性への配慮等の観点から、民営化前に契約された旧契約の郵便貯金、簡易保険については、新会社において新契約分と一括して運用することとしており、このため、新会社は民営化前と同様の資産負債管理手法を用いることが可能となり、民営化を機に投資行動が一変するようなことはないこと、また、民営化当初は旧契約分が新会社の運用資産の大部分を占めることになるが、旧契約分は引き続き国債等の安全資産に運用することとしており、これにより、極端な資産構成の変化が生じにくいものとなつていています。移行期間中においては新会社の資産運用の見通しについて機関を通じ公表することといった措置を講じております。

このように、今般の政府案においては、移行期間中に市場へのショックを吸収しつつ段階的に自らの結果、適正規模に收れんしていくものと考えております。

それでも、これら金融二社については、やはり規模の問題のほかにも、政府出資による国の信託、関与など競争上の優位性があると考えられますので、法案におきましては、金融二社は一般商法会社として設立し、全株処分によつて国の信託に頼らずにその年度の税取等で賄えるよう、歳出

歳入両面から財政構造改革を推進することとしております。(拍手)

〔國務大臣伊藤達也君登壇〕

○國務大臣(伊藤達也君) 石破議員にお答えをいたします。

私にも、民営化による民業圧迫の懸念についてお尋ねがございました。

今般の法律案におきましては、たゞいま竹中大臣から御答弁がございましたように、郵貯、簡保の民営化が金融市場に与える影響等を勘案し、移行期間当初は公社と同じ業務範囲とした上で、民営化委員会の意見を聴取の上、主務大臣認可により、透明、公平なプロセスのもと段階的に業務範囲を拡大していくこととするなど、他の民間金融機関に配慮した慎重な制度設計となつております。

私どもいたしましては、民間金融機関との競争条件や金融・資本市場への影響といった点を踏まえつつ、民営化後の我が国全体の金融システムがより効率的で利便性の高いものになるよう、金融行政に取り組んでまいります。(拍手)

〔國務大臣谷垣禎一君登壇〕

○國務大臣(谷垣禎一君) 石破議員にお答えいたしました。

郵政民営化と財政の関係についてのお尋ねでございますが、御指摘のとおり、郵政民営化は、小さな政府を実現し、子や孫の世代にツケを先送りしない、そういう体質をつくるという構造改革の本丸でございまして、財政健全化への道筋を開くために必要不可欠な改革であります。

直接的にも、民営化後的新会社が民間企業同様に税金を納める存在となり、また、政府保有株式の売却が国庫を潤すこととなります。

なお、議員御指摘の国債市場との関係につきましては、現在大量の国債を保有している郵政公社等に十分配慮した制度設計を行つておりますことは、先ほど竹中大臣から御答弁があつたとおりでございます。

建設的有意義な議論とはほど遠いものであり、本当に残念であります。民主党が変節したかのよ

うな御批判、あいまいで先送りしているとの御指摘は当たらず、国民に大きな誤解を与えるものであります。本当に心外であります。(拍手)

民主党は、当面は公社のままで改革を進めていくが、将来の事業内容や組織形態についてはあらゆる選択肢を否定しないと申し上げてきました。

職員の身分についても、事業、組織の変革に応じて見直すと申し上げてまいりました。一方で、政府案の株式会社化は、民営化の名に値しない、民の顔をした官の特殊会社をつくる株式会社化だと指摘してまいりました。この点において、今回の法律案はこれまでの我々の主張の延長上にあり、御批判は全くの見当外れであります。民主党は、これまでの政策を覆したのではなく、これまでの

政策により磨きをかけ進化させたのであり、いさかのぶれもないことをはつきりと申し上げたいと思います。

その上で、我々は、総選挙で示された民意を真摯に受けとめ、今回、こうして政府案に対する民主党の考え方を法律案として国会に提出し、真に国民のためとなる建設的な議論に臨もうとしています。

我々は改革競争を訴えます。どちらが眞の改革者であるか、これを明らかにしようではありますか。我々は、改革のスピードを一段とアップし、常に改革の先頭を走り続ける決意であります。（拍手）

そこでまず、新会社の経営見通しについてお答えをします。

我々の法律案では、定額貯金の廃止や預入限度額の引き下げにより、郵便貯金の資金量を大幅に縮小することとしています。具体的には、二〇一六年度の貯金量は百兆円程度になるものと見込んでいます。実際、預入限度額が五百億円だった一九八九年当時の貯金量は百三十兆円だったことからも、百兆円という想定は妥当なものと考えています。

この結果、郵便貯金会社の収益は政府案に比べれば当然ながら落ちますが、郵政民営化準備室による、政府による骨格経営試算と同様の前提条件のもとで行った我々の試算では、二〇一六年度において、郵政公社で三百億円、郵便貯金会社で九

百億円、合計一千二百億円程度の経常利益を見込みます。

その先の収支についても、郵便事業がいつまでも一本調子で落ち続けるとは考えられず、さらなる経営合理化や国際物流など、民業圧迫とならない範囲での新規業務を行えば、経営は十分に成り立つと考えます。さらに、二〇一二年九月までに

郵政保険会社の株式をすべて売却することから、この売却益も入ります。したがって、公的資金の投入を前提とすることなく、独立採算での経営は十分に成り立つと考えます。

政府案は、新会社にさまざまな新規事業を行わせ、収益を上げさせようとしていますが、これはまさに民業圧迫であります。新会社は税金を納めるのだから財政にも寄与するなどと胸を張つておられます。マクロで見れば、新会社が新規事業をやればやるほど民間部門の仕事が奪われ、収益も減るんです。わかりやすく言えば、郵便局が地方でコンビニをやれば、近隣の商店は疲弊し、地域経済は衰退、全体の税収も減るのであります。

民間に行うべきことと官が行うべきことをはつきりさせらる、これが我々の理念であります。

次に、郵便局のネットワークと二十六万人の雇用、これを維持できるのかというお尋ねであります。

ただいまお答えしたように、郵政公社及び郵便貯金会社は、いずれも公的資金の投入を前提とすることなく独立採算で経営が成り立つと見込まれます。

れ、郵便局のネットワークは十分に維持可能であります。雇用についても、我々の試算では、政府の骨格経営試算と同様の前提条件を置けば、政府

案並みの人員削減で対応可能だと考えます。さらに、我々の法律案は公社形態のままで、発展性は制約される、こういう御指摘がありました。

私は、このような御質問にこそ、我々の法律案と政府案の基本理念の違いがあらわれていると考えます。すなわち、繰り返しになりますが、民間が行うべきことと官が行うべきことをはつきりさせらるべきであり、民の顔をした官である特殊会社にさまざまな新規業務をやらせようというのは、民業圧迫にほかならないということです。官は官が行うべきことに専念し、出しやばつて民業圧迫をすべきではないんです。

また、郵政保険会社を分割することは経営上のリスクが高まる危険性があるとの御指摘ですが、これも全く逆です。金融の世界では、規模が大きくなるほど、ガバナンスのリスクや金利変動のリスクなど経営上のリスクが高まっていきます。例えて言えば、太古の時代、巨大になり過ぎた恐竜が、環境の急激な変化に適応できずに滅んだようなものであります。巨大な特殊会社、こんなものをつくり出し市場をゆがめる政府案よりも、分割した上でスピード一気に民営化を図る我々の法律案の方がより市場親和性が高いという、さまざまなものであります。

金融の世界では、同一の発行体が発行する債券であつても、格付が異なることは十分にあり得ます。例えば、担保つきと無担保では回収リスクに差があります。担保つき債券よりも無担保債券の格付が低いといったことがあります。

郵政保険会社の株式を五年間で売却する、このことが金融、経済の実態にそぐわない絵そらだと思います。雇用についても、何を根拠に言われるのか全く理解できません。金融の世界では、非常なスピードで技術革新が進んでいます。M&Aに対する関心が高まっていることも御案内のとおりであります。

同様に、郵政公社などに財投債を保有させないことが金融、経済の実態にそぐわない絵そらだと思います。この背景には、郵貯、簡保が財投債の引き受けマシーンと化しているという事実があるんですね。この背景には、郵貯、簡保が財投債の引き受けマシーンと化しているという事実があるんですね。財投債の引き受けを理由に我々の案を非難する前に、まず、徹底した特殊法人や独立行政法人の改革を行い、安易な財投債発行を行わないで済むようにすることが求められているのではないんでしょうか。（拍手）

金融の世界では、同一の発行体が発行する債券であつても、格付が異なることは十分にあり得ます。例えば、担保つきと無担保では回収リスクに差があります。担保つき債券よりも無担保債券の格付が低いといったことがあります。

国債と財投債は、国が発行体であるということは同じですが、国債が将来の税収を償還財源とするのに対し、財投債は特殊法人などからの収益を償還財源とすべきものです。したがって、赤字を垂れ流して放置されてしまっている特殊法人が多いことを考えると、財投債の方が明らかに回収リスクは高いと考えます。

我々の考えは、国債と財投債のリスクの違いを明らかにして、財政規律を働くことにより、抜本的な特殊法人改革を進めようというものであり、まさに金融、経済の実態を踏まえた改革であります。

最後に、我々の法律案と政府案は大きくスタンスが異なっているという御指摘はそのとおりだと考えます。民の顔をした官の特殊会社をつくり、民業圧迫を推し進める政府案と、民間が行うべきことと官が行うべきことをはつきりさせる、民間経済を活性化させる我々の法律案のどちらが本当に真の改革の名に値するのか、今後の論戦で明らかにしていきたいと思います。

○議長(河野洋平君) 等浩史君。

〔等浩史君登壇〕

○等浩史君 民主党の等浩史でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただ

いま議題となりました政府提出の郵政民営化関連法案及び民主党松本剛明君外提出の郵政改革法案について質問をいたします。(拍手)

郵政民営化法案が、民営化の開始時期を半年延期するなどの技術的な修正を除いて、ほとんどそつくりそのまま我々の眼前にあることに対しても、去る八月八日に参議院で否決された政府提出の

強い違和感を覚えます。民営化法案が参議院で否決されたにもかかわらず、同法案を可決した衆議院を解散した小泉総理のこの行為は、解散権の濫用とも言えるのではないでしょうか。

内容的にも、国民の大事な金融資産である郵貯、簡保の三百三十兆円の資金が官から民に流れない政府案では、国民のための郵政改革を目指す我々としては、何十回提出をされたとしても断固として反対をするだけございます。(拍手)

總選挙のさなか、小泉総理は、今回の解散は郵政解散であり、郵政民営化の法案への賛否を問う選挙だと繰り返しました。しかし、私が大問題だと思うのは、総理自身も、自民党、公明党の両党も、郵政民営化が改革の本丸だと言いながら、政府案の言うこの民営化がどのような内容で、そしてそれがどうして日本全体の構造改革につながるのかについては、国民に具体的に説明しようとしたことです。

例えば、自民党的マニフェストには「郵政民営化に再挑戦」と書かれていますが、その内容たるや、たった一行、「参議院において否決された民

官営化関連六法案を次期国会で成立させる。」とあるだけです。これで政府・与党の進めようとする民営化の中身を理解しろといつても、しょせんは無理な相談でした。

なぜこのようなことを言うかといえば、小泉総理の言う郵政民営化法案の内容が、民営化なのか何なのか、いまだにわけのわからないものだからです。

思えば、民間にできることは民間に小泉総理の口癖でした。その意味は、裏を返せば、民間にできないことは官でやるとなります。誤解を恐れずに言えば、官と民の役割をはつきりさせ、民が銀行と郵便保険会社については十年後に株式を全部売却すると言つていました。しかし、自民党内での反発もあって、法案修正などにより、政府が株式を間接保有し続ける道が残りました。

つまりは、政府案が実現しようとしているのは、政府の関与が残るいわば半官半民会社であるわけです。

竹中郵政担当大臣、あえてそれを民営化と呼んでいるのが実態ではありませんか。いかがですか、明確にお答えください。これでは、不良品の詰まつた箱に封をして、そのふたに優良品と大書して国民に売ったようなものではありませんか。

一方、民主党の郵政改革法案は、我が党の主張である郵貯の規模縮小を具体化し、経営形態についても官と民の役割分担をすつきりとした形で示しています。すなわち、郵便と決済、少額貯蓄は

官、保険については完全に民、このように非常に明確になっています。単に民営化なら何でもよいという単純な考え方ではなくて、郵政改革法案の基本理念、この点について具体的に説明をしていただきたいと思います。また、国民にとって安心の法案とうたっていますが、どこが安心なのか、その理由についてもお答えください。

思えば、民間にできることは民間に小泉総理の口癖でした。その意味は、裏を返せば、民間にできないことは官でやるとなります。誤解を恐れずに言えば、官と民の役割をはつきりさせ、民が銀行と郵便保険会社については十年後に株式を全部売却すると言つっていました。しかし、自民党内での反発もあって、法案修正などにより、政府が株式を間接保有し続ける道が残りました。

つまりは、政府案が実現しようとしているのは、政府の関与が残るいわば半官半民会社であるわけです。

竹中郵政担当大臣、あえてそれを民営化と呼んでいるのが実態ではありませんか。いかがですか、明確にお答えください。これでは、不良品の詰まつた箱に封をして、そのふたに優良品と大書して国民に売ったようなものではありませんか。

さらに、保険会社の完全民営化について確認しておきたいことがあります。

改革はスピードが命です。民主党案では、政府の十年に対して五年で全株式を売却するとしています。すなわち、郵便と決済、少額貯蓄は

府案の場合、株式完全売却に十年もかけ、しかも、その後で買い戻しを可能とする骨抜き条項が入っています。その点をどう取り扱っているのか、あわせてお答えください。

政府案の最大の問題点の一つは、民業圧迫のおそれが非常に強いということです。先ほどの説明では全くわかりません。大手都市銀行七行分の資金量を持つた銀行と、大手生保四社分の資金量をもどんできるようになるわけです。しかも、これらの新会社には国の関与が残ることになり、いわば、国の信用をバックにした巨大な会社が既存の民間マーケットを荒らしまくるといった構図が出るに至ります。

そこで、竹中大臣に質問をいたします。

政府案では、四つの新会社が既存の民業を圧迫することをどうやって具体的にチエツクするのか。くればれも、政府案は民営化するのだから民営化会社が民業圧迫ということはあり得ないなどという詭弁を弄すことのないようお願いいたします。

政府は、これまでの審議でも、都合の悪い質問をぶつけられると、いつも、民営化委員会で監視するといつて逃げているのが常でした。しかし、今現在存在していない、そして、だれが委員になれるかもわからないこの民営化委員会に責任転嫁するなど、無責任も甚だしい話です。政府案の論理が破綻する部分はすべて民営化委員会というブ

ラックホールにほうり投げ、前国会で百九十時間の審議をやり過ごしたのが小泉総理や竹中大臣の実態だったことを、今私は改めて思い出します。(拍手)

(拍手)

一方、この民主党案では、限度額の引き下げなどによって郵貯を縮小したり、保険業務については分割した上で完全民営化するなど、民業圧迫に対する目配りがきいています。民業圧迫を回避するためにどのような工夫がなされているのか、保険会社を分割する理由も含め、提出者に質問いたします。また、さきの総選挙中に私ども民主党は、マニフェストに郵貯を半減させることを掲げました。これに対して与党の一部から批判が出ましたが、資金量の縮減がしっかりと実現できるという点についてもあわせて説明をお願いいたします。

なお、民主党案に記載されている郵貯の預入限度額引き下げについては経過措置が設けられ、現在の郵貯利用者の利便に配慮していると理解しております。また、保険業務についても、既存の簡保の契約に従つたサービスは新会社を通して平成十九年十月以降も受けられること、そして新会社は、ほかの民間保険会社と同じように新規商品を取り扱うことになつてます。

この三点について、利用者に無用の不安を起こさないためにも、きちんとした説明が必要です。提出来者にそれを求めます。

次に、資金の流れの観点から質問いたします。郵政改革の最大の目的は、郵貯、簡保を通じて集められた三百三十兆円という巨額の民間資金が特殊法人に流れ、しかも、その相当部分がむだ遣いをされたり国の赤字の穴埋めに使われて財政規律を緩めるなど、この現状を正すことにあるはずです。

その点、政府案では、いわゆる民営化後の資金の規模やその流れがはつきりしません。特に貯金部分については、政府案では、民営化へ向けて徐々に預入限度額を引き上げ、そして最終的には撤廃することとしています。常識的に考えれば、郵貯銀行は収益拡大のために預金量を拡大していくことになるでしょう。しかも、再三申し上げておりますように、郵貯銀行にても郵政保険会社にしても、その資本や経営に国の関与が残る可能性が非常に強いために、いわゆる民営化会社は国債の固定的な買い手となるおそれが懸念されます。

竹中大臣、これでは、幾ら分社化して看板をかえて、資金の流れは大枠において変わりません。これのどこが民営化なのか、具体的にお答えください。(拍手)

他方、民主党案では、郵貯の規模縮小と簡保の完全民営化によって現在の資金の流れが大幅に変わり、官から民へが実現するものと思われます。この点について、法案提出者に対し、より具体的な説明を求めます。また、各社に対し財投債の購入を禁止していることについても、そのねらい

と実施方法についてあわせて質問をいたします。

次に、この民主党案において、郵便事業を行う郵政公社と金融業務を行う郵便貯金会社の事業性について質問させていただきます。

民主党案は、官と民の役割分担を明確にしており、郵政公社と郵便貯金会社については国が責任を持つということです。つまり、万一、事業の継続性が危ぶまれるような事態になつた場合に、セーフティーネットとして税金投入もあり得るということだと理解をしていますが、それでよろしいのでしょうか。確認をしたいと思います。

ただし、税金投入はあくまでセーフティーネットでなければなりません。税金投入先にありきては、国民の納得は得られないばかりか、経営規律も緩んでしまいます。

そこで問題となるのが、郵政公社と郵便貯金会社の採算性です。民主党案では、二〇〇九年十月以降の両社の採算性、事業継続性をどのように見込んでいるのでしょうか。郵政改革法案の提出者に質問いたします。特に、郵便貯金会社の収益は、その資金規模によって大きく左右されることになります。法案では、十年後の貯金残高が幾らになります。法案では、十年後の貯金残高が幾らになることを想定しているのでしょうか。また、郵政公社にあつては新規業務を行うことが可能であるのか否かについてもあわせて質問をさせていただきます。

私ども民主党は、前原誠司新代表のもとで、主要な政策課題について堂々と対案を示し、そして

改革競争を挑んでまいります。今回のこの民主党の郵政改革法案は、その嚆矢となるものです。總理は、審議も始まる前から法案修正はしないと言つているようですが、今回の中選挙で、小泉チルドレンとも称される多くのイエスマンの登場により生まれた巨大なこの与党が、数の力においてより生まれた巨大なこの与党が、数の力においても、郵政民営化の中身が与野党間で徹底的に審議をされ、そして国民のための真の改革が実現することを多くの国民は求めております。

十分な時間をとつて、真摯に、かつ活発な議論が行われることをここに強く求めて、私の質問を終わさせていただきます。(拍手)

〔國務大臣竹中平蔵君登壇〕

○國務大臣(竹中平蔵君) 等議員から三問御質問があつたと存じます。

まず、政府による新会社の株式保有についてお尋ねがございました。

郵政民営化は、郵便局ネットワークの確保、郵便のユニバーサルサービスという公共的な役割をしつかりと果たしながら、四機能が、それぞれの市場に吸収統合され、市場原理のもとで自立することを実現するものであります。これが民営化であります。

そのため、郵便事業を行う郵便事業株式会社、郵便窓口業務を行う郵便局株式会社については、政府が三分の一超の株式を保有する日本郵政株式会社のもとに一〇〇%子会社として位置づけております。郵便貯金銀行及び郵便保険会社の金融二

社については、日本郵政株式会社が保有する株式を移行期間中に完全に処分し、民有民営を実現するというものであります。

なお、完全民営化後の金融二社の株式の取得、さらには規制を課したり、あるいは優遇することなく、他の民間金融機関と同様の取り扱いをする。

次に、新会社の民業圧迫のチェックについてお尋ねがありました。

郵政民営化の趣旨に沿つたものでございます。

さらに規制を課したり、あるいは優遇することなく、他の民間金融機関と同様の取り扱いをする。保有につきましては、一般的なルールを超えて殊に規制を課したり、あるいは優遇することなく、他の民間金融機関と同様の取り扱いをする。

最後に、政府案では資金の流れの大枠は変わらないのではないかとのお尋ねがございました。

郵政民営化を実現することにより、郵便貯金銀行、郵便保険会社は、民間企業としてみずからの責任と経営判断に基づきまして、厳密な資産負債管理、ALMのもとで資金を調達することになります。

郵政民営化当初の十年間である移行期間中には、主務大臣による監督がございますが、それに加え、郵政民営化委員会による監視のもとで、郵政民営化が、経営の自由度の拡大とイコールフットイングの確保のバランスを図りながら進められることになつております。

具体的には、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の金融二社につきましては、株式処分等の関与の度合いの低減に応じまして、民営化委員会の意見を聞きながら主務大臣が段階的に新規業務を認めしていくこととしております。また、郵便事業会社及び郵便局会社につきましては、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう配慮する義務を課しております。

以上、三問お答えを申し上げます。(拍手)

〔原口一博君登壇〕

○原口一博君 等議員の御質問にお答えいたしました。

まず、民主党の郵政改革法案の基本理念についてであります。グローバル化あるいは少子高齢化の中で、私たちは、中央政府の再定義、大胆な改革が必要だというふうに思っています。しかし、この郵政改革においても、それは単に経営形態の議論あるいは財政の要請、これに矮小化されんされていくことになります。

金融二社の資金運用につきましては、旧契約分

等の安全資産で運用されることになりますが、株式処分等民有民営化の進展に応じて、民営化委員会の意見も聞きながら、主務大臣の認可によりまして段階的に業務範囲、運用範囲の拡大を図つていくこととしておりまして、これによりまして民間へ資金を流すことが可能となります。民間への資金の流れが実現されるということは、専門家の推計によつても既に数字も示されているところでございます。

このように、郵政民営化の実現によりまして、民有民営が実現されております。また、郵便

融機関の見直し等、出口の改革や財政健全化の改革と相まって、資金の流れが官から民へと転換しまして、国民の貯蓄が経済の成長、発展の源泉として有効に活用されることになると考えております。

以上、三問お答えを申し上げます。(拍手)

まず、民主党の郵政改革法案の基本理念についてであります。グローバル化あるいは少子高齢化の中で、私たちは、中央政府の再定義、大胆な改革が必要だというふうに思っています。しかし、この郵政改革においても、それは単に経営形態の議論あるいは財政の要請、これに矮小化されんされていくことになります。

金融二社の資金運用につきましては、旧契約分

等の安全資産で運用されることになりますが、株式処分等民有民営化の進展に応じて、民営化委員会の意見も聞きながら、主務大臣の認可によりまして段階的に業務範囲、運用範囲の拡大を図つていくこととしておりまして、これによりまして民間へ資金を流すことが可能となります。民間への資金の流れが実現されるということは、専門家の推計によつても既に数字も示されているところでございます。

このように、郵政民営化の実現によりまして、民有民営が実現されております。また、郵便

融機関の見直し等、出口の改革や財政健全化の改

で、その皆さんの果実をとっている、これをいかにとめるのか。公的部門に流れている民間資金を官から民へ流すことにより、経済の活性化、財政の健全化に資することを基本理念としています。

具体的には、郵便と決済、そして少額貯蓄は国

の責務で、金融社会権という言葉があります。私

たちが地域を回つてみると、大きな道路はもうつ

くらないでくれと。なぜか。高齢化が進んで、長

い横断歩道を渡れない、そういう状況の中で、二

ヶ月で八万円の年金を受け取りに五千円も六千円

もタクシーのお金をかけて行く、そんなことが本

当に合理的でしょうか。私たちは、お一人お一人

の国民の郵政事業における金融社会権、これを保

障していきます。少額貯蓄は国の責任で、全国あ

まねくユーバーサルサービスとして、離島や過疎

地、そういうところについてもしっかりと保障

する、これが我々の法律案を安心の改革案と呼ぶ

ゆえんであります。

一方で、定額貯金や簡易保険については、官が

やる必要もない。一定の役割をこれまで果たして

きました。しかし、商品設計から販売までも公社

としてやる必要があるのか、そのことを考えたと

きに、この業務は廃止をいたします。

民間にできることは官が手を引き、民間にやら

せる、これが我々の考えです。しかし、単に官か

ら民にというだけではなくて、官から市場に、そ

こにおいて私たちが中心に置いているものは、あくまで郵政事業における国民の権利である、その

保障であるということをまず御理解いただきたいと思います。（拍手）

郵政公社及び郵便貯金会社の経営の効率化につ

いてお尋ねがありました。

本法律案では、公社及び郵便貯金会社は一層の

経営の合理化に努めることとしています。具体的には、役職員の削減、メリハリやかんばの宿な

ど施設の廃止、そして天下りの制限などを定めて

います。

政府案では、ファミリー企業の設立などの自由

度が増します。実際には、既得権益がさらに膨ら

むおそれがあります。もちろん、そうなれば新た

な利権を生み、新会社は天下りの温床となる。こ

れは、道路公団の民営化においても危惧をされた

ことではないでしょうか。

改革はスピードが命、おっしゃるとおりだと思

いました。我々が提案する法律案は、郵政保険会社

の株式は五年以内に完全処分することとし、その

後の買い戻しは禁止する旨、明確に定めていると

ころであります。

改革はスピードが命、おっしゃるとおりだと思

いました。我々が提案する法律案は、郵政保険会社

の株式は五年以内に完全処分することとし、その

後の買い戻しは禁止する旨、明確に定めていると

ころであります。

一方、政府案は、新会社間の株式の持ち合いを

認めることと、これは妥協によつて相なりまし

た。すなわち、持ち株会社である日本郵政株式会

社は政府が三分の一超の株式を保有する特殊会

社、そして郵便事業株式会社と郵便局株式会社は

その一〇〇%子会社、郵便貯金銀行と郵便保険会

社はそれらと株式を持ち合つするいわば政府系金

融機関、これが政府案の実態であります。

民業圧迫の問題についてお尋ねがありました。

三十五兆も貸し出し等をする、そういう銀行を

中央に置く民間会社、これはいつか来た道ではな

いでどうか。我々の法律案と政府案の大きな違

いの一つが、ここにあらわれています。

すなわち、我々が提案する法律案は、その基本

理念において、郵政事業のうち、あまねく公平に

そのサービスが提供されるべき業務、民間の主体

にゆだねた場合には必ずしも実施がされないおそ

れがある業務については、国の責務で提供するこ

ととなつています。国民の権利を保障するととも

に、民間にできる業務は廃止、縮小、または民営

化することを定めているんです。そして、定額貯

金と簡易保険については、公社としての業務は廃

止するということにしています。

この結果、三百四十兆の郵貯・簡保資金のう

ち、かなりの資金が民間部門に流れます。

簡易保険についても、二つ以上の郵政保険会社

に分割し、規模を縮小してから完全民営化することとしています。

なぜか。これは、マーケットによつて大きく

なつたんじゃないんです。官という中で、国債運

用、まさに、B I S規制の中に貸し出しリスクは

あります。しかし、国債を保有するリスクはない

んです。今の状況の中では規模を拡大すれば拡大

するほどまさに利益が上がる、この状況を私たち

が国の責任において縮小化する、これが政治の務めではないでしょうか。（拍手）

もちろん、政府案のように、郵便局に不動産、株式仲介や住宅リフーム仲介などをやらせると

いつたことはありません。民間にできることは官はやらない、これが民業圧迫を招かない一番の方

法です。

私たちは、ボストンショップを目指すのではあり

ません。公的サービスのワンストップ化など、ま

さにボストンショップとしての役割、国民の権利を

守るボストンショップとしての役割をこの中で目指

しておるものでございます。（拍手）

なお、預入限度額を五百万円に引き下げても貯

金量は五十兆円しか減らないという批判について

は、預入限度額が現行の一千万円になつた一九九

一年以降、郵貯残高がなぜ急増したかという問題

を考えれば、先ほど申し上げましたB I S規制の

問題、その批判が的外れであることがおのずと明

らかだと思います。

すなわち、一九九二年度の郵貯残高が百六十七

兆円であつたものが、一九九九年には二百六十兆

円に達しました。その要因は、定額貯金という民

間に比べて有利な金利と商品内容、そして九〇年

代後半の金融不安、そしてゼロリスクの国債で運

用する、そこに構造的な原因があつたわけです。

すなわち、民間と比べて有利な貯金を提供する

といったことをやめれば、郵貯残高は自然と減少

します。

官 報 (号 外)

改革の競争をやりましょう。前向きの競争をやりましょう。ぜひ民主党の案について御理解をいただきますように遊びにお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○永田寿康君　笠議員にお答えをいたします。

〔永田壽康君登壇〕

基本的に、現在お持ちの郵貯の契約は満期が到来するまで有効であります。しかし、その満期が二〇〇七年十月一日以降に到来したものについては、その後、再度預け入れをしようと思つても、上限五百万円までしか預けることはできません。五百万円を超える部分は、お手元にお返しをするのか、あるいは国債を買つていただくとか、そのような方法で個人の判断において新たな運用を行つていただくなるかと思います。

そして、郵貯からあふれたこの資金は、当然、地域の民間金融機関などを通じて地域の中小企業などに貸し出され、そして地域経済の活性化に大いに役立てられることになる。まさにお金が官から民に流れれるプロセスであります。

さて、郵貯・簡保資金のお金の流れの問題と財投債購入禁止の件についてお尋ねがありました。我々の案では、三百四十兆円の郵貯・簡保の資金のうち、相当程度の部分が民間部門に流れることを想定しています。具体的には、二〇一六年度の資金量は百兆円程度になると見込んでいます。その根拠といたしましては、何度もお尋ねがありましたがけれども、根拠といたしましては、よく聞いてください、現在、通常貯金は五十五兆円、定期貯金が百四十五兆円、定期貯金が十一兆円であること、そして、定期貯金が廃止をされても、民間金融機関の定期預金とよく似通った商品内容である定期貯金は引き続き残ることとされていること

九八九年当時は百三十兆円、だつたわけですから、百兆円は、改めて申し上げます、妥当な想定だと思います。その結果、郵便貯金会社の収益は、政府案に対しては当然、比べればですね、当然落ちることになります。それは否定はしません。

郵政民営化準備室による骨格経営試算と同様の前提条件で私たちはその点についても試算を行っています。二〇一六年度において、郵政公社で三百億円、郵便貯金会社で九百億円、合計千二百億円程度の経常利益を見込んでおります。

そして、その先の收支についても、郵便事業がいつまでも一本調子で落ち続けるという、そういう政府の悲観的な見通しのとおりならばいざ知ら

一方、簡易保険につきましても、基本的には、現在の契約はこの法が成立し施行された後にも有効であります。郵政保険会社は、保険業法に基づく生命保険会社でありまして、保険業法に基づき、設立当初から新規の募集を行うことができるようになっています。しかし、やはり公正競争の観点から、一定の制限は必要だと考えています。郵政公社が保有する郵政保険会社の株式を全株処分するまでの間、加入限度額をその上限を定めるなど、引き続き、提供できる商品には制限を加えていきたいと考えています。

これらの経過措置を含む必要な措置につきましては、本法案が成立した後に、また関係法案の整備、必要に応じてやつていきたいと考えています。

とから、定期貯金の一部は定期貯金あるいは通常貯金に移るだろうと考えています。

預入限度額が五百万円だったころ、一九八九年のことですが、このころの資金量が百三十兆円であったことを考えれば、妥当と言える仮定だと思っています。

そしてまた、郵政公社や郵便貯金会社に財投債や政府保証債あるいは格付のない財投機関債を買わせないこととするのも、まさに特殊法人への資金の流れをとめることが目的であるということを改めて強調させていただきたいと思っています。

そもそも、やはり政府系金融機関の統廃合など、与党は最近になつてようやく重い腰を上げようとしていますが、もつとかなり早い段階からこ

くことも十分期待できる、まことに妙案だと自画自賛をしておるところであります。

当然のことながら、国債と財投債を今分けることができません。しかし、これからはその区別を明確にしていくことが必要となりますから、その措置も講じていきたいと思つています。

税金投入の可能性についてもお尋ねがありまして、た。

皆様も先ほどから何度も、質問あるいは不規則発言でその疑問を呈しているところであります。が、我々は、定期貯金の廃止や預入限度額の引き下げによって、郵便貯金の資金量を大幅に縮小することを考えています。そして、具体的には、一〇一六年度の貯金量は百兆円程度になると見込ん

平成十七年十月六日 衆議院会議録第五号 郵政民営化法案等の趣旨説明に対する笠浩史君の質疑

ず、やはりそういうことはあり得ないだらうということを考え、さらなる経営合理化、そして国際物流などの民業圧迫にならない範囲での新規業務を考えれば、経営は十分に独立して成り立っています。二〇一二年九月までに郵政保険会社の株式をすべて売却すれば、この売却収入も入るのです。これを基金として積んでいくなどの工夫をすれば、公的資金の投入を前提とすることなく、独立採算での経営は十分に可能あります。

その上で、郵政公社及び郵便貯金会社の経営努力にもかかわらず、どうしても独立採算によるネットワークの維持が困難になるという本当に究極の事態が生じた場合には、国の責任でネットワークを守ることも当然としております。ですから、税金の投入もそこでは排除をしないこととしております。

政府案のように新会社にさまざまな新規業務を行わせていけば、収益を上げることは確かに可能かもしれません、マクロで見れば、当然民間部門の収益をどんどん食っているにすぎません。この場合、新会社から得られる税収以上に、民間部門の既存のビジネスが失われることによる税収減、こちらの方が大きくなります。

一方、我々の案のように、郵政公社と郵便貯金会社が民業圧迫にならぬよう経営を行えば、民

間経済が活性化し、民間部門からの税収がふえます。この方がずっと健全な郵政改革だと私たちは確信をいたしております。

最後に、あしたから郵政の特別委員会で本格的な論戦が始まります。聞くところによると、与党側の質問者、既に決まっている方々の中には、今回の中選挙でいわゆる刺客という、まさに不名誉な、気の毒なレッテルを張られた方々も含まれていると聞いています。しかし、皆さん、国会で必要なことは、国会で必要な人材は刺客ではなく論客であります。(拍手)

どうぞ、手かげんをすることなく、全力で、堂々と論戦を国民の前で展開していただきたく心よりお願いを申し上げまして、私からの答弁、締めくくりたいと思います。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 樋屋敬悟君。

〔樋屋敬悟君登壇〕

○樋屋敬悟君 公明党の樋屋敬悟でございます。

ただいま議題となりました関連法案などにつきまして、公明党を代表いたしまして、簡略に質問を行いたいと思います。(拍手)

さきの衆議院選挙、小泉総理が所信表明で、本当に国民が郵政民営化は必要ないと判断しているのか、直接その意思を確認したいと思い衆議院を解散したと言われたとおり、まさに郵政民営化の是非が問われたわけであります。

その結果は、自民党と公明党で過半数をはるかに超え、郵政民営化を初め、連立政権による今日までの構造改革への取り組みに対しても多くの国民の信任をいたしました。(拍手)

さて、その郵政民営化法案が、本日、こうして改めて衆議院の本会議で審議が開始されるわけであります。私は、短い期間ではありましたが、猛暑の中、中国五県の津々浦々を走り、多くの国民の皆さんに郵政民営化の必要性、その目指すところを訴えてきましたことを今思い出しております。

総理は同じ所信表明で、国民の間には、民営化によって過疎地の郵便局がなくなるのではないか、郵便局で貯金や保険を扱わなくなるのではないかという不安が存在することを承知している、このようにおつしいましたが、確かに、選挙結果を見ると、特に総理が選択肢を用意しなければならないとされた小選挙区においては、自民党、そして我々公明党の全国の得票数は過半数を超えてはいないのであります。

私は、あまねく全国で利用されることを旨としてとの意味するところは、農村、漁村、過疎地、そして都市部、いざれの地域においても、郵便局は地域住民の生活環境のかなめであるとの認識が示される必要があると考えますが、いかがでしょうか。

このたびの選挙中に痛いほど感じたいま一つの郵政事業の改革について、必ずしも十分な理解をされていないといふことも厳粛な事実として受けとめなければならない、このように感じているわけであります。

今、こうして郵政民営化法案の改めての審議に当たり、私は、全国の有権者の皆さんと、このたびの郵政事業の改革について、必ずしも十分な理解をされていないといふことも厳粛な事実として受けとめなければならない、このように感じているわけであります。

したがって、限られた審議時間になるかもしれないが、より慎重に、より丁寧に、よりわかりやすく取り組んでいくことが我々与党に課せら

れた責務であると感じている次第であります。(拍手)

初めに、郵便局の設置について伺いたい。

さきの国会でも幾度となく議論したことがありましたが、この本会議場の多くの議員の皆さんと、選挙中に、田舎の郵便局は守ります、都市部においても生活の利便性を守りますと呼ばれたことだと思います。私も叫んでまいりました。

さきの国会では、過疎地においては現在のネットワークを維持する、都市部についても国民の利便性に支障の生じることのないようとの答弁は何度も伺ったところがありますが、あの選挙戦を終えたこの国会で改めて竹中担当大臣に伺いたいのあります。

さきたくなるような議論も多かつたのではないかと感じています。

もちろん改革しなければならない郵政事業であります。法律案に規定されている地域貢献といふ文言は、紛れもなく、地域の中で地域とともに生きてこられた特定郵便局長さん方の業務理念として培われたものでありますし、総理が貴重な国民の資産だと言わされたものは、単なる郵便局のネットワークではなく、郵政職員の地域貢献の魂のネットワークこそ私たち国民の資産であると申し上げたいのです。郵政民営化法案の成立が見えてきた今こそ、竹中担当大臣の改革作業に向かう郵政職員に対する温かいエールの言葉を聞かせていただきたいのです。

さて、この国会では、前国会とは大きく環境も変わり、法案の成立に確信が持てるわけであります。ですが、郵政民営化が確かに流れとなつた今、確認しなければならないことがあります。先日の報道によりますと、民営化後の早い段階から新規事業への参入が認められるよう日本郵政公社が要望したことを受け、政府としてこれを尊重し、二〇〇七年十月の民営化の初期段階から新規業務への参入を認める方針を覚書にしたといふことであります。どのようないい處で明らかにしていただきたいのです。

経営の自由度については、さきの国会でも随分と議論いたしましたが、民業圧迫とのバランスを

とりながら、民営化された会社が自立するため極めて重要なポイントであります。

生田総裁は、さきの国会で衆参の特別委員会にたびたび出席をされまして、民間と同様の義務を負う以上、民間並みの経営の自由度が必要と主張され、郵政三事業のサービスを安定的に提供していくためには新しい収益源の確保が必要とも主張されておられました。

報道によると、官房長官、麻生大臣、竹中大臣の三大臣が署名をされたようですが、竹中大臣からお答えをいただきたいと思います。日本郵政公社の生田総裁の話で、いま一つ確認をしておきたい。

さきの国会では、生田総裁から出された要望として税制措置の問題も議論されました。郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に払う窓口業務の委託手数料に係る消費税については、円滑な移行のためにも免除してもらいたいとの要望であります。

この点については、参議院の特別委員会で、我が党の草川昭三議員の質疑において、金融が非課税業務になつていて、新しく設立される郵便局会社の付加価値部分への課税の問題として議論されたところであります。竹中大臣からは、その際、政府の中でもいろんな議論があるけれども、問題解決に向けて政府・与党一丸となつて努力していくといったの前向きな答弁があつたように記憶しております。改めてこの本会議場で確認をさせ

ていただきたいと思います。

税制について、もう一点質問させていただきます。

社会・地域貢献基金に対する税制の問題であります。この基金は、郵便局会社が民営化後も社会・地域貢献事業を持続する場合、国もそれを支

援しようとの趣旨であると考えています。さきに述べました郵便局の設置や金融サービスの継続を行つ上で、まことに大事な基金であります。そうである以上、その原資として、子会社の株式を売つて得る売却益を利用するとしても、せめて基金の積み立ては非課税扱いとするべきではないかと考えます。

税制については、参議院の特別委員会の附帯決議において、関係税制の所要の検討を行うことが明記されたところでありますし、これから政府・与党税調で議論を行わなければならぬテーマと考えていますが、改めて竹中担当大臣の御所見を伺いたいと思います。

最後に申し上げたいと思います。

先日、民主党から対案が提出されました。本日も御出席であります。新しい党首のもと、限られた時間の中で対案を作成されたことには敬意を表したいと思いますが、さきの国会で用意されたならば、さらに国民にわかりやすい議論ができたのではないかとまことに残念に思つております。

あります。ありがとうございます。(拍手)

〔國務大臣竹中平蔵君登壇〕

○國務大臣(竹中平蔵君) 樋屋議員から四問質問をいただきました。

まず、郵便局の設置についてお尋ねがありました。

全國に張りめぐらされた郵便局ネットワークは、全国に張りめぐらされた郵便局ネットワークは、国民の資産だと考えておりまして、水道のようなライフラインに匹敵するような重要なものだと考えております。しかし、今ある郵便局がなくなるのではないかとの懸念や不安感が国民の間に根強くあるということも十分承知をしておりまして、法案においては、郵便局のネットワークをしつか

り維持し、国民の安心、利便を守りながら、この資産を十分活用するという配慮をしたところです」とあります。

し、ひいては我が国経済の活性化を図ろうとする
ものであります。

郵政民営化法案等の趣旨説明に対する塩川鉄久
郵政民営化を適切に推進してまいりたいと考えて
おります。

君の質疑

具体的には、あまねく全国において利用される
ざいます。

したがいまして、郵政職員の皆様には、これまで郵政事業を発展させてこられたことに自信と誇

最後に、税制についてのお尋ねがございまし
た。

○ 塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の郵政民営化法案について質問をいたします。

ことを旨として郵便局を設置することを法律上義務づける、さらに、省令における具体的な設置基準として、特に過疎地について、法施行の際、現存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることを規定することとしておりま

りを持ち、地域の皆様に対し、さらに一層魅力ある多様なサービスを提供していくだくよう、民営化後も引き続き熱意と使命感を持って職務に精励していくだくことを期待しているといろでござります。

消費税については、政府部内で議論を重ねてきましたところですが、政府としては、これまでも申し上げてきたとおり、民間とのイコールフットイングの観点から、消費税に関する特例措置は講じておりません。

小泉総理は今回の総選挙を民営化の是非を問う国民投票だと位置づけましたが、その結果、小泉政権与党が小選挙区で得た得票は四九%にすぎませんでした。民営化に賛成とした国民は半数に満

たす。（拍手）

障の生じることのないよう配慮する考え方であります。

新規事業への参入に関するいわゆる覚書についてお尋ねがございました。

たたかつたのであります 小選挙区制によつて多
数議席を獲得したことをもつて、国民の信任を得
たとは到底言えません。しかも、総選挙において
会社の利益の一部を内部留保としてみずから会
社への積み立てについては、持ち株

官 報 (号 外)

議員からさらに、郵政職員についてどのように考
えるかというお尋ねがございました。

び郵政民営化委員会を準備期間中の早期に設置をし、関係会社及び関係行政機関が先行的に検討と準備を進める事ができるようにしております。また、これらの組織がその趣旨を踏まえて適切に運営されることが重要であり、議員御指摘の覚書は、その旨を、官房長官、総務大臣及び私の間で確認したものでござります。

一方、郵政民営化は、郵政事業の経営の自由度を高め、市場原理のもとにおける公正な競争を通して、質の高い多様なサービスの提供を可能と

なお、これは本年四月の政府・与党合意の内容に沿つたものであり、郵政民営化関連法案が成立すれば、このような考え方に基づき、政府として

見守つてしまいたいというふうに考へてゐるといふでござります。(拍手)

こうした金融サービスは、民ではない、公である郵便局だからこそできたのではありませんか。民営化をされば、ネットワーク維持の法律的意義

務づけはなくなり、これらはすべて経営の判断にゆだねられ、もうからない国民サービスを切り捨てる経営の自由が生まれるのではないか。今求められているのは、高齢化社会に向かって、こうしたサービスを一層充実させ、すべての人に保障することではありませんか。答弁を求めます。

第二に、小泉総理の国民に対する説明です。

総理が最も強調したのは、民営化で二十六万人の郵政公務員を減らして、小さな政府を実現するということでした。しかし、もともと郵政事業は独立採算で経営されており、一円の税金も投入されていません。民営化で一体幾らの税金が節約をされるというのですか。

また、総理は、民営化すれば、民営化会社は税金を納めるので、税収はふえるとも強調しました。しかし、郵政公社は、利益の五割を国庫に納付することが決められています。これは、民間の法人実効税率よりも高いものです。公社の方が民営化会社よりも国庫に貢献できるということが実際の姿であります。総理の選挙中の説明は、全くのすりかえではありませんか。答弁を求めます。

もう一つ重大なことは、こうした郵政民営化が米国と日本の金融業界の要求にこたえたものだとということです。昨年十一月の日米財界人会議では、郵貯、簡保が日本国民一般にユニバーサルサービスを提供し続ける必要はなく、本来的には廃止すべきである

という要求を掲げています。ことし三月発表の米通商代表部年次報告では、内閣の設計図には米国が勧告していた次のような修正点が含まれていたと述べ、民間と同じ納稅義務を負わせること、簡易保険に対する政府保証を打ち切ることを挙げています。今回の民営化方針がこうしたアメリカの要求に従つてつくられたことは明白ではありませんか。答弁を求めます。

最後に、私は、日米財界の要求にこたえ、国民サービスを後退させる郵政民営化法案は廃案しない、このことを強調し、質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣竹中平蔵君登壇〕

○國務大臣(竹中平蔵君) 塩川議員から三問御質問をいただきました。

まず、郵便局における金融サービスについてのお尋ねがありました。

法案においては、まず、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置することを法律上義務づけ、さらに省令において、特に過疎地について、法施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることを規定することとしております。

さらに、代理店契約の義務づけや社会・地域貢献基金の設置、さらには株式持ち合いによる一体的経営を可能とすることなど、民営化後も郵便局において貯金、保険のサービスがしっかりと続くよう、実効性のある仕組みをつくております。(拍手)

また、金融サービスの内容でありますと、民間銀行において、ATM手数料を無料としている銀行もあるほか、郵政公社の手数料より安いものも含め、サービスの内容に応じたさまざまな手数料が設定されています。民営化後の金融二社につきましても、自由な経営によって創意工夫を凝らして多様なサービスを提供することによって、利用者の利便性が向上することを期待しております。

税収と国庫納付に関するお尋ねでありますと、議員御指摘のとおり、郵政事業は独立採算で経営されておりまして、税金は投入されておりませんが、業務範囲が限られる等、経営の自由度が制限されている一方で、法人税、固定資産税、預金保険料等が免除されており、民間企業と同一の競争条件とはなっておりません。

また、郵政公社は、利益を上げることを目的とする法人ではなく、経営の健全性の確保に必要とする以上の余剰金が生じた場合に、これを国に納付されることとするものが国庫納付金制度でありまして、納付率と税率の比較のみを論ずることは適切ではないと考えております。

○議長(河野洋平君) 重野安正君。
〔重野安正君登壇〕

○重野安正君 私は、社会民主党・市民連合を代表し、ただいま議題となりました政府提出の郵政民営化法案及びその関連法案を中心に質問いたしました。しかし、これをもつて国民から小泉内閣にわたつて郵政事業を発展させるものでありました。こうした民営化後の新会社に納稅の義務を課すことによりまして、国の税収がふえ、財政再建にも貢献することが期待されるものでござります。

最後に、今回の民営化の方針とアメリカの要求に関するお尋ねでございますが、今回の民営化の方針が米国の要求に従つたものであるとの御指摘でござりますけれども、御承知のように、小泉総理は、米国が郵政民営化について要求をしてくるたところであり、そのような御指摘は当たらないと考えております。

いずれにしましても、郵政民営化は、小泉内閣における政策判断に基づき、国民の利益を最大限高めるため、改革の本丸として位置づけ、推進しているものでありますし、しっかりとこれを実現していくかと思います。(拍手)

官 報 (号 外)

今回の選挙で小泉内閣が口にしたことは、郵政民営化は是非かに終始した点であります。この点で、この選挙は、与党が多事争論を回避し、シンプルに利便性のみが語られ、郵便、貯金、簡保を日々利用する国民の利便性が将来どのようなものになるのか、具体的には何ら説明されませんでした。これをもつて正統性が得られたと考えるなら、それは民主主義の名による独裁と言うほかはありません。

そこで竹中國務大臣に質問しますが、そうした正統性に重大な疑問符がさきつけられている小泉内閣にあつて、郵政民営化推進の中核的閣僚の地位を占められたことについてさかもひるむことはないのか、率直な心情を披瀝していただきたい。

竹中大臣もまた官から民へと言いますが、その場合の民とは何を意味しているのでありますよう。自由な主体としての個人ではなく、法人の代名詞にすぎないのではないか。このことは、日本電電公社や国鉄がNTTやJRに民営化された現在、株主構成がどのようになっているかを見れば一目瞭然ではありませんか。NTTにおいては、二〇%の外資規制があるとはいえ、本年五月現在、金融機関一四・三二%、外国法人二七・五九%と、その他若干の法人を加え、大きく三割を超えております。このことは、例えば規制のないJR東日本を見ればさらに明らかであります。

なつてゐるではありませんか。これからうかがえることは、郵政事業、特に郵便貯金銀行あるいは郵便保険会社も、民営化後、こうした状況になり得るということではあります。言いかえれば、明治四年以来国民が築いてきた財産を、民とは名ばかりの法人に売り渡すということではありませんか。ここに、官から民の本質があると言えるのであります。

小さな政府、自由な経営、膨大な資金を官から民へ流すなどと言いますが、国民の歴史的に蓄々と築いてきた共有財産を売り渡した後に残るもののが郵便事業の荒廃であれば、企業栄えて国民貧困となるのであります。

竹中大臣の率直な説明を求め、私の質問を終わります。（拍手）

○國務大臣竹中平蔵君登壇）
〔國務大臣竹中平蔵君登壇〕

○國務大臣（竹中平蔵君） 重野議員にお答え申します。

まず、小泉内閣の正統性及びその閥僚であることに対する考え方についてお尋ねがございました。議員御指摘の正統性について、今回の総選挙では、郵政民営化が最大の争点となっていましたが、有権者の皆様は、この四年間の小泉政権の改革の成果とこれからの方針についても勘案した上で投票いただいたものと考えております。

また、郵政民営化に当たっては、市場原理の観点のみならず、必要な郵便局ネットワークの維持

等、国民の利便性にも十分配慮する旨、小泉総理を初め与党の候補者は有権者にしっかりと御説明してきたものと考へております。

したがいまして、小泉内閣の正統性に重大な疑問符が突きつけられているとの御指摘は当たらぬないと考へております。

今回の総選挙において、与党は郵政民営化の必要性を訴え、過半数の議席を超える支持をいたしました。この国民の声を厳粛に受けとめ、小泉内閣の一員として、郵政民営化を初めとする構造改革を引き続き着実に進めていくよう、いさかかもひるむことなく全力を尽くしてまいる所存でございます。（拍手）

最後に、郵政民営化によって、企業が榮え国民は貧するのではないかとのお尋ねがございました。

言うまでもなく、郵政民営化は、サービスを改善し経済を活性化するなど、国民全体にメリットをもたらす改革でございます。また、民営化により、組織形態は公社から株式会社に変わります
が、過疎地を初め都市部においても必要な郵便局ネットワークをしっかりと維持する、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社を中心とした特殊会社とすることなどにより、郵便のユニバーサルサービスを確保するなど、これまで公社が果たしてきた公的な役割は引き続き維持されるよう、法制面できちんと手当てをしているところであります。

したがいまして、郵政民営化により、国民の財産が企業に売り渡され、企業が栄えて国民は貧するとの御指摘は当たらないものと考えております。国民のための郵政民営化をしっかりと推進したいと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十八分散会

出席国務大臣

財務大臣 谷垣禎一君
国務大臣 伊藤達也君
国務大臣 竹中平蔵君

出席副大臣

内閣府副大臣 西川公也君

○議長の報告
(通知書受領)

一、昨五日、川村参議院事務総長から駒崎事務総長あて、参議院は裁判官訴追委員福山哲郎君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙しました旨の通知書を受領した。

官 報 (号外)

(報告書受領)

一、去る九月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

平成十七年度第一・四半期における国庫の状況
一、去る九月三十日、内閣から次の報告書を受領した。

内閣府設置法第六十八条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成十七年一月二十一日から同年九月二十日までの間に
おける行政組織の新設改廃状況報告書

一、去る九月三十日、黒澤国立国会図書館長から

河野議長あて、平成十六年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

(応召議員)

一、去る四日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出
北陸信越

瓦 力君

(理事互選)

一、去る九月二十八日、予算委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

事務委員会

田村 憲久君

理事

安全保障委員会

平岡 秀夫君

予算委員

経済産業委員会

辞任

議院運営委員会

辞任

前原 誠司君

田島 一成君

太田 昭宏君

赤羽 一嘉君

志位 和夫君

井澤 京子君

小野 次郎君

大村 秀章君

北川 知克君

長勢 甚遠君

石原 伸晃君

川条 志嘉君

土屋 正忠君

杉田 元司君

宮澤 洋一君

仙谷 由人君

福島 豊君

奥野 信亮君

亀井 善之君

大島 理森君

福田 峰之君

関 芳弘君

井澤 京子君

猪口 邦子君

木原 稔君

新井 悅二君

与謝野 鑿君

大塚 拓君

赤池 誠章君

藤田 幹雄君

亀岡 健民君

大塚 拓君

赤池 誠章君

藤田 幹雄君

亀岡 健民君

赤池 誠章君

官 報 (号 外)

<p>国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案 一、昨五日、議員から提出した議案は次のとおりである。 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(宮路和明君外四名提出) (議案受領)</p> <p>一、去る九月三十日、予備審査のため内閣から交付された次の議案を受領した。 障害者自立支援法案 (議案付託)</p> <p>一、去る九月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号) 内閣委員会 付託 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号) 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号) 以上四件 総務委員会 付託 最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇号) 最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二一号) 以上三件 法務委員会 付託 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号) 厚生労働委員会 付託 衆議院議長 河野 洋平殿 予算委員長 甘利 明 國政調査承認要求書 一、調査する事項 一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る四日いずれもこれを承認した。 一、国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、行政機構及びその運営に関する事項 二、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する事項 三、地方自治及び地方税財政に関する事項 四、情報通信及び電波に関する事項 五、郵政事業に関する事項 六、消防に関する事項 (調査要求承認)</p> <p>一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九月三十日これを承認した。</p> <p>右各事項について実情を調査し、その運営を適正ならしめるため</p>	<p>国政調査承認要求書</p> <p>一、調査する事項 一、裁判所の司法行政に関する事項 二、法務行政及び検察行政に関する事項 三、国内治安に関する事項 四、人権擁護に関する事項 一、調査の目的 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中</p> <p>右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。</p> <p>平成十七年十月四日</p> <p>衆議院議長 河野 洋平殿 総務委員長 実川 幸夫 國政調査承認要求書</p> <p>一、調査する事項 一、裁判所の司法行政に関する事項 二、法務行政及び検察行政に関する事項 三、国内治安に関する事項 四、人権擁護に関する事項 一、調査の目的 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中</p> <p>右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。</p>
--	---	---

官 報 (号外)

平成十七年十月四日

法務委員長 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

事項

四、国民生活の安定及び向上に関する事項

五、警察に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

五、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため

六、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

七、調査の期間

本会期中

八、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため

九、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

十、調査の期間

本会期中

十一、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

十二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

十三、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十七年十月五日

厚生労働委員長 鶴下 一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

(質問書提出)

一、去る九月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米海兵隊員の沖縄自動車道における訓練に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

一、去る九月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米海兵隊員の沖縄自動車道における訓練に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

平成十七年九月二十一日提出

質問 第一 号

アスベスト(石綿)対策に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

国民年金納付の扱いに関する質問主意書(菅直人君提出)

国民年金納付の扱いに関する質問主意書(菅直人君提出)

対イラク未回収民間債権に対する日本政府の対応状況に関する質問主意書(田嶋要君提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

アイヌ民族の先住権に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

カルテ・レセプト等診療情報開示の徹底に関する質問主意書(阿部知子君提出)

前四軍調整官の判決批判と米兵の身柄「拘束」問題に関する質問主意書(昭屋寛徳君提出)

題に関する質問主意書(昭屋寛徳君提出)

(答弁書受領)

一、去る九月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員吉井英勝君提出アスベスト(石綿)対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出在日米国大使館敷地等の賃貸料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出大分県大分市の舟平産業廃棄物処分場に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉井英勝君提出アスベスト(石綿)対策に関する質問に対する答弁書

よつて、次のとおり質問する。

(一) 一九五六年五月に、労働省労働基準局長名で「特殊健康診断の指導指針」を発出したが、「アスベストは有害な物質」という認識をもつていたのか。アスベスト作業従事者に対する特殊検診としてどういう項目で実施したのか。また、毎年度、どれだけの検診を実施して、どういう結果が明らかになつたのか。さらには、その結果に基づいて、アスベストの扱いについてどういう新しい指示を行つたのか、その内容を明らかにされたい。

(二) 一九五七年二月と一九五八年十一月に労働基準監督署は、大阪地方の石綿紡織工場などの環境調査を実施したが、一立方メートル当たり一〇〇ミリグラムを超えるアスベスト粉塵が測定されていた。一九七一年に定めた基準の五十倍以上のアスベスト粉塵による汚染状態であった。一九七一年の特定化学物質等障害予防規則でアスベストの濃度基準を定めるまでに、なぜ十三年もの長期間を要したのか、また、その間にどのような検討が行われたのか明らかにされたい。

(三) 一九六〇年代以降、経済の高度成長の中で、鉄鋼、造船、石油化学工業、電力、自動車などの産業分野で、アスベストの「耐熱性、耐火性、保溫性、耐腐食性、絶縁性」などの特性を生かした構造材としてあるいはプラントの重要部品として需要量が急増し、比

較的小さな中小零細を含むアスベスト企業からアスベスト製品が供給された。海外でのア

スベスト粉塵による被害の症例は、石綿肺症(一九二七年、イギリス)、石綿肺に肺癌(一九三五年)、胸膜・腹膜に悪性中皮腫合併(一九六〇年)などが報告されていた。こうした海外での症例の報告に厚生省と労働省(現・厚生労働省)は、どのように対応したのか。

こうした症例は、国内でも大口ユーリーの需量急増に伴つて、一九六〇年代以降、石綿労働者、家族、周辺住民の間でのアスベストによる胸膜中皮腫、肺癌、石綿肺、塵肺の被害の報告が急増した。この国内の六〇年代以降の症例にどのように対応したのか、明らかにされたい。

(四) 厚生省所管の国立病院や研究所の研究者の報告によれば、一九六〇年代に、厚生省自身がアスベストによって肺癌や中皮腫が発生することを確認していた。それは、一九六八年九月の労働省労働基準局長文書によつて、アスベストによる肺癌や中皮腫の発生の危険を明確にしたことによつても裏付けられている。また、一九七一年一月の同局長文書によつて、アスベストによる肺癌や中皮腫の発生の危険を明確にしたことによつても裏付けられている。また、一九七一年一月の同局長文書によつて、アスベストによる肺癌や中皮腫の発生の危険を明確にしたことによつても裏付けられている。

中皮腫という悪性腫瘍が発生する」として、塵肺則に定める粉塵作業場以外の作業についても、アスベストによる健康障害を防止するために局所排気装置を設置するように指導することにしたことも示されている。一九六〇年代当時の労働省として、アスベストによつて肺癌や中皮腫という悪性腫瘍が発生すると認識したのは何年のことであるか。

(五) 七月二十日の厚生労働委員会において、「アスベストにより肺癌や中皮腫などの障害を受けて労災認定を受けた人は、毎年度、何人か」と求めても、厚生労働省は七〇年代は分からぬとして、一九七九年までの合計で十九人と答弁した。しかし、地方の労働基準監督署で認定した数を、本省で集約すればすぐに出るデータである。実際、ニチアスでは一九七二年にも一九七三年にも一人ずつアスベストによる障害として認定されている。これだけでも、最初の認定は七二年となる。まことに、

た、国立労災病院の医師が一九七一年に発表した論文では、「大阪における石綿肺管理4決定者(労災認定)は、一九五六年から一九七一年三月まで四十五人」であつたことが示され、「石綿肺に高率な肺癌合併の主因は、上皮の異常増殖部位が多発し、癌発生の組織素因を形成」と指摘した。さらに論文発表の七一年にはすでに、その内の二人が死亡していることも明らかにした。アスベストによる

労働災害の認定は、労働省として公式にアスベストが危険であることを認定した時期となる。一九六〇年代に労働省が認定していた人がいるが、その時期は何年度のことであつたのか、明らかにされたい。

(六) 当時の厚生省は安全性に問題がないとして、アスベストの使用に規制を加えていた。消防庁は、市町村が火災予防条例などを作成する時に、高温にさらされる構造材をアスベストで被覆すること(一九六一年十一月文書)や、ガス機器の設置に当つてアスベストによる不燃仕上げ(一九八三年一月文書)などを事実上推奨し、内装材を難燃性のものにする場合にもアスベストを使用すること(一九七六年九月文書)を推奨し、さらに屋外危険物タンクの保温材に使用するウレタンフォームの難燃性の判断に係る試験装置にアスベストを用いること(一九七六年九月文書)を示してきた。

国としては、一九五〇年代にアスベストに関わつての「特殊健康診断」を指示し、特定地域での環境調査も行つてゐたのであるから、防火性能を高める趣旨でアスベスト含有製品を推薦したからには、当然、関係者に注意を促したものと思う。アスベスト被覆材や内装材、不燃材、保溫材などの製造や取り付け工事を行う労働者に、前記「特殊健康診断」を徹底させるようにならう行政指導を行つた

のか、労働省や厚生省の通達や地方出先機関の指導内容を示されたい。

(七) アスベスト使用の禁止を行うことに対しても

は、アスベスト製品メーカーの団体である日本石綿協会からの政府への要請も、鉄鋼、造船、自動車、電機、石油化学、ゼネコンなど大口使用のユーザである大企業からの代替品ができるまで規制するなとの主張もあつた。こうしたことを背景として、当時の通産省などが企業の働きかけでアスベスト規制に反対したため労働省や環境庁が使用禁止を打ち出せなかつたのか、労働省が作業現場で「集塵機の設置」を義務づけるだけで使用禁止を主張しないために通産省等が輸入・販売・使用の禁止を怠つたのか、当時の環境庁がアスベストを規制すべき物質と考えなかつたために労働省も通産省も使用禁止措置をとらなかつたのか。

造船やゼネコンの要望に関しては、当時の運輸省や建設省がその業界の立場で使用禁止に反対したことが、労働省や環境庁の措置を遅らせることとなつたのか。この時、省庁は、このことについてどのような対応を行つたのか。諸外国の措置に較べて、日本のアスベスト使用禁止など規制措置が遅れた原因はどうにあるのか、明らかにされたい。

(八) アスベストメーカーであるクボタは、一九七五年に青石綿の使用をやめたと発表してい

る。そうだとすると、厚生省は一九九五年まで二十年間も特定化學物質等障害予防規則を改正して、青石綿と茶石綿の使用を禁止しようとしなかつたことになる。アスベストメー

ターが青石綿の輸入も使用も中止しているのに、逆に国が二十年間も青石綿の使用を認めてきた理由はいつたい何か。

(九) かつて一九八八年から一九九三年にかけて、「熊本県松橋地区胸膜肥厚対策協議会」が

設置され、熊本県が二分の一の費用負担を行つて、約一人の住民検診が大規模に行われた。この地域はアスベスト鉱山があり、麻生石綿加工株式会社という石綿製造工場もあつて、地域住民が長期間にわたつてアスベストに曝露されてきたところである。検診の結果、九百三十八人に胸膜肥厚斑が見つかつてゐる。いまでは中皮腫の人も見つかつてゐる。政府は、この松橋地区的住民検診に幾らの費用負担を行つたのか、どのような取組みを行つたのか。

また、松橋地区以外に富良野や吳など、どの地域でどのような住民検診を行つたのか。その時に、国はどのような費用負担と取組みを行つたのか。

(十) クボタの神崎工場周辺、二チアスの王寺工場周辺などで数多くのアスベストによる住民被害が明らかになつてきている。労災補償制度にも当たらない住民の健康診断や治療がす

べて本人負担となつてゐる。X線とCTによつてアスベストによる肺癌や中皮腫の検査にはおよそ二万円の本人負担が必要となつてゐる。住民には落ち度がないのに、アスベスト製造企業やアスベスト使用工場・施設の存在によつて曝露して、石綿肺癌や中皮腫の恐れがないかの検証や健康被害を受けて治療に当たる時には、費用負担の心配なしに検診や治療を受けられるようにすることは、加害企業と、不作為の責任を持つ国の果たすべき責務である。緊急に必要な住民検診について、これを本人負担なしで実施すべきでないか。

(十一) 研究者の報告によると、二〇〇〇年から今後四十年の間に、アスベストによる肺癌や中皮腫による死亡者は十万人にのぼると推定されている。すでに厚生労働委員会でも紹介した、ニチアスの百四十人の労災認定を受けて死亡された方の資料によると、アスベスト曝露の時期から三十年、四十年後に発症しているから、この推定は事実においても示されている。したがつて、今年の検診では見つかなかつた人も、毎年検診を受けて健康管理を行う必要がある。将来にわたつて、本人負担なしに住民検診を行うことが必要である。政府としてどのように取り組むか。

内閣衆賀一六三第一号
平成十七年九月三十日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員吉井英勝君提出アスベスト(石綿)対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員吉井英勝君提出アスベスト(石綿)対策に関する質問に対する答弁書

(一)について

「特殊健康診断指導指針について」(昭和三十一年五月十八日付け基発第三百八号労働省労働基準局長通達。以下「三十一年通達」という。)においては、特殊健康診断の実施を使用者に勧奨すべき「有害な又は有害のおそれある主要な作業として『けい肺を除くじん肺を起し又はそのおそれある粉じんを発散する場所における業務』における『石綿をときほごす場所における作業等の作業を掲げていることから、昭和三十一年当時において、これらの作業が有害なもの又は有害のおそれのあるものであるとの認識はあつたが、その有害性についての認識は、飽くまでもじん肺の一種である石綿肺を念頭に置いてるものであつた。

また、三十一年通達における石綿に係る作業についての検診項目は「胸部の変化」であり、検査方法は「エックス線直接撮影」である。三十一

年通達による石綿に係る作業についての特殊健康診断は、じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の制定に伴い同法に基づくじん肺健康診断に移行するまでの昭和三十一年から昭和三十五年までの間、毎年約二千人から約三千人の労働者が受診し、そのうち約四パーセントから約十パーセントの労働者に何らかの異常の所見があつた。

さらに、三十一年通達による特殊健康診断の結果等も踏まえ、昭和三十五年に制定されたじん肺法において、石綿をときほぐす作業等の粉じん作業について、定期的にじん肺健康診断を実施すること等の措置が事業者に義務付けられた。

(二)について

昭和四十六年四月に、旧特定化学物質等障害予防規則(昭和四十六年労働省令第十一号)において、作業環境中の有害物等の発散を抑制するための局所排気装置の設置を義務付け、石綿粉じんに関する性能要件を定めるまでの粉じん防止対策に関しては、旧労働安全衛生規則(昭和二十二年労働省令第九号)第百七十三条において粉じんの発散する作業場における発じん対策を包括的に規定するとともに、「じん肺法に規定する粉じん作業に係る労働安全衛生規則第百七十三条の適用について」(昭和四十三年九月二十六日付け基発第六百九号労働省労働基準局長通達。以下「四十三年通達」という。)により、局

所排気装置を通常設置する必要のある作業場として石綿をときほぐす等の石綿に係る作業場を示し、対策を講じてきたところである。

さらに、昭和四十一年から昭和四十五年にかけ、有害物質について業務上疾病の大幅な増

加が見られたことなどを踏まえ、労働省において労働環境技術基準委員会を設置し、昭和四十五年十二月から昭和四十六年一月にかけて石綿を含む有害物質の規制について技術的な検討を行つた。同委員会の報告書において、有害物質へのばく露濃度を数値基準を示して規制する手

法について、「有害物等による障害を防止するには、作業環境内の有害物等の発散を抑制することが重要」であり、「抑制の濃度の値としては、当面、日本産業衛生協会が勧告する許容濃度の値を、これに定めてないものについては、米国労働衛生専門官会議(ACGIH)等で定め

る値を、それぞれ利用することが適当」とされたことを受け、右に述べたとおり、旧特定化學物質等障害予防規則を制定し、局所排気装置の石綿粉じんに関する性能要件を定めたものである。

(三)について

御指摘の海外での症例が何を指すのか明らかではないが、海外及び国内での知見等も踏まえ、粉じん対策としての石綿対策については(二)について及び(二)について述べた対策等を行つており、また、がん原性に着目した石綿吹付け作業場等を示したものであるが、当該

対策の強化については、昭和五十年の特定化學物質等障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の改正により石綿等の吹付け作業を禁止する等の措置を行つていた。

(四)について

「石綿取扱い事業場の環境改善等について」(昭和四十六年一月五日付け基発第一号労働省労働基準局長通達)においては、石綿によって中皮腫が発生するとの説があること等について言及しているが、一方、昭和四十六年一月二十日に労働省労働基準局長に提出された労働環境技術基準委員会の報告書においては、石綿は労働衛生上の対策を講ずべき有害物には含まれたが、がん原性のある物質に含められていないことから、昭和四十六年当時においても、石綿のがん原性についての知見は確定していないなかつたと考えている。

石綿のがん原性については、昭和四十七年に国際労働機関及び世界保健機関の国際がん研究機関がそれぞれ石綿のがん原性を認めたことにより国際的な知見が確立したものと考えており、労働省としても、その頃に石綿のがん原性を認識したものと考えている。

(五)について

なお、昭和二十二年の同法施行以来、じん肺症について多数の労災認定を行つており、千九百六十年代においては約六千件の労災認定を行つていている。じん肺症の一種である石綿肺についても千九百六十年代において相当数の労災認定を行つた事例があると推定されるが、石綿肺として区分した集計を行つていないため、その労災認定の件数については把握していない。

(六)について

三十一年通達は、当時の各都道府県労働基準局長に対して発出されたものであり、これに基づき、各都道府県労働基準局において、御指摘の作業も含め、同通達に掲げられている「石綿吹付け作業場等を示したものであるが、当該

又は石綿製品を切断し又は研まする場所における作業等に従事する労働者に対する特殊健康診断の実施等について指導が行われていたものと考えている。また、昭和三十五年からはじん肺法に基づくじん肺健康診断の実施が義務付けられ、さらに、昭和五十年からは特定化学物質等障害予防規則等において、石綿を製造し、又は取り扱う作業について特殊健康診断の実施が義務付けられたが、これらの特殊健康診断についてもその実施の徹底を図るよう当時の各都道府県労働基準局長に対して通達が発出されており、これらに基づく指導が行われていたものと考えている。

州諸国においては、我が國よりも早くから石綿を大量に使用し、多くの健康被害が発生している。そこで、我が國においては、国内における健康被害等の情報も少ない状況の下で、行政指導等により代替化を進めながら、国際労働機関、世界保健機関といった国際機関における勧告等を受けて法的な禁止措置の検討を行い、当該措置を講じてきしたことから、欧州諸国との間に法的禁止措置の実施時期について違いが生じたものと考えられる。

また、石綿に係る関係省庁の施策に対して、当該施策の所管省庁以外の省庁がどのような見解を有し、どのような影響を与えたのか等について、現時点において把握していることは、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合において平成十七年八月二十六日付けで取りまとめられた「アスベスト問題に関する政府の過去の対応の検証」により公表しているところである。

八)について

クロシドライト(青石綿)については、昭和五十年に改正された特定化学物質等障害予防規則第一条の規定により、石綿を含む化学物質等について代替物の使用を努力義務とし、また、石綿の代替化の促進を内容とする「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」(昭和五

十一年五月二十二日付け基発第四百八号労働省労働基準局長通達)を発出するなど、監督指導を通じて石綿の代替化の促進を図ったこと等により、クロシドライトの使用は減少していく。昭和五十八年及び昭和五十九年に実施した実態調査においては、全国で十一の事業場でクロシドライトの使用が確認されたが、平成元年に石綿製品を製造する事業場を対象として監督を実施した際に、クロシドライトを使用する事業場が存在しないことを確認した。

クロシドライトの使用等の法的禁止措置の実施については、右に述べた状況を踏まえ、平成元年に世界保健機関からクロシドライト及びアモサイト(茶石綿)の使用について禁止勧告が出されたことを受け、アモサイトの代替化の進展を待つて、平成七年に労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)を改正し、アモサイトとともにクロシドライトの使用等を禁止したものである。

(九)について

現時点において把握している限りでは、政府として御指摘のような住民検診についてその費用を負担したこと等の事実はない。

(十)及び(十一)について

環境省においては、平成十七年七月からアスベストの健康影響に関する検討会を開催し、兵庫県及び尼崎市等の関係地方公共団体と連携して一般環境経由のアスベストによる周辺住民の

健康被害に関する実態調査を進めているほか、厚生労働省においては、平成十七年八月から石綿に関する健康管理等専門家会議を開催し、石綿に係る健康管理の在り方について専門家による医学的な検討を行っている。政府としては、これらの結果等も踏まえ、アスベストによる健康影響に係る健診の必要性やその在り方等について検討する考え方である。

平成十七年九月二十一日提出
質問 第二号

在日米国大使館敷地等の賃貸料に関する質問
主意書

提出者 照屋 寛徳

在日米国大使館敷地等の賃貸料に関する質問
主意書

東京都港区赤坂の在日米国大使館は、国会や首相官邸、霞が関の官庁街に近く、いわば都心の一等地に存在する。しかも、米国大使館の敷地約一萬八千平方メートルのうち約一万三千平方メートルを国有地が占めると言われている。問題は、かかる都心の一等地にある米国大使館の敷地賃貸料について、米国は賃貸人である我が国の意向を無視し、賃貸料の改定に応じないばかりか、賃貸料を何年にもわたって支払っていない疑いがあることである。

り、国有財産を賃借し、大使館敷地に利用している他国との比較考慮においても不公平で不当なものと言わざるを得ない。また、対米一辺倒の外交姿勢に終始する小泉内閣にあって、我が国の国益にも反し、国有財産法や民法などの関連法令にも違反をする疑いが強いと言わざるを得ない。

以下、質問をする。

一、米国は、在日米国大使館の敷地をめぐつて、

予てより永代借地権を主張し、逆に我が国は同敷地について永代借地権の存在を否認する主張を繰り返していたようであるが、同敷地をめぐる所有権についてどのように米国との間で解決が図られたのか、政府の対応を明らかにされたい。

二、在日米国大使館敷地は、いかなる経緯を経て、いつ米国に賃貸されたのか、また同敷地の賃貸借契約関係は我が国の民法が適用されるのか、政府の見解を明らかにされたい。

三、米国は在日米国大使館敷地の賃貸料を支払っていないか、支払いを拒む理由について政府の法的見解を明らかにされたい。

四、在日米国大使館敷地の賃料改定は、いかなる手続きで、いつ改定がなされたのか、米国は我が国の改定要求に対しても直に応じているのか、経緯の詳細な事実を踏まえ、政府の見解を明らかにされたい。

官報号外

五、米国は在日米国大使館敷地の賃貸料について、その額の相当性をめぐつて賃料改定に応ぜ

ず、支払いも拒んでいるとの報道もあるが、それは事実なのか。もし改定に応じないのであれば、従来の賃料を弁済供託しているのか、また我が国としていかなる手続きをもつて支払い督促をしているのか、政府の対応を明らかにされたい。

六、在日英國大使館敷地として賃貸している国有地の面積と年間賃料を明らかにした上で、在日米国大使館敷地の年間賃料との比較において、

その差違をどのように評価しているのか、政府の見解を明らかにされたい。

二つについて
明治二十三年三月、米国は、公使館建物及び土地のあつせんを日本に依頼した。日本は、赤坂所在の建物及び土地を民間から買い上げ、同年五月、米国との間で賃貸借契約を締結した。在日米国大使館の敷地に係る賃貸借契約は、米国から貸付料を受け取り、日本の国有地を貸し付ける契約であり、我が国の民法が適用される。

在日米国大使館敷地の貸付料については、平成九年分の貸付料が平成八年十二月に支払われた。しかしながら、平成九年を期限とする変更契約に代わる新たな変更契約は、期限までに合意に達することができなかつたため、平成十年分以降の貸付料については支払われていない。

五について

平成九年を期限とする変更契約に代わる新たな変更契約については、現在交渉中であるので、交渉への影響にもかんがみ、その詳細を明らかにすることは差し控えたいが、平成十年分以降の貸付料は支払われていない。また、貸付け料を米国が弁済供託しているという事実もない。

ことは差し控えたい。

四について

在日米国大使館敷地の貸付料の改定についての一
部変更契約（以下「変更契約」という。）をこれまで締結してきている。平成九年を期限とする変更契約に代わる新たな変更契約については、期限までに合意に達することができなかつたため、現在、引き続き交渉を行っているところであるが、交渉中の事項については、交渉へ

の影響にもかんがみ、詳細を明らかにすることには差し控えたい。

三つについて
明治五十八年十月に米国との間で合意が得られたものである。また、昭和五十八年の改定については、従前

変更契約が昭和五十七年までの貸付料を定める

ものであつたことを踏まえ、昭和五十七年十二月から貸付料の引上げを申し入れていたところ、昭和五十八年十月に米国との間で合意が得

られたものである。なお、平成九年を期限とする変更契約に代わる新たな変更契約は、期限までに合意に達することができなかつたため、平成十年分以降の貸付料については支払われてい

ない。

五について

平成九年を期限とする変更契約に代わる新たな変更契約については、現在交渉中であるので、交渉への影響にもかんがみ、その詳細を明らかにすることは差し控えたいが、平成十年分以降の貸付料は支払われていない。また、貸付け料を米国が弁済供託しているという事実もない。

一について

在日米国大使館の敷地に係る賃貸借契約につ

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出在日米国大使館敷地等の賃貸料に関する質問に対する答弁書

書

一について

日本としては、米国に対し納入告知書や督促状を送付しているほか、協議や外交ルートを通じた文書の送付により支払を求めているところである。

六について

英國に対しては、在日英國大使館敷地として約三万五千平方メートルの国有地を平成十年から平成十九年までの間年額三千五百万円で貸し付けており、米国に対しては、在日米国大使館敷地として約一万三千平方メートルの国有地を昭和五十八年から平成九年までの間年額約二百五十万円で貸し付けている。

両大使館敷地の貸付料については、それぞれの立地条件や契約改定時期が異なるものであり、単純な比較は適当ではないが、在日米国大使館敷地の貸付料については、その改定に向かう交渉を行っているところである。

平成十七年九月二十一日提出
質問 第三号

大分県大分市の舟平産業廃棄物処分場に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

大分県大分市の舟平産業廃棄物処分場に関する質問主意書

産業廃棄物処分場をめぐる違法埋立、不法投棄、水質汚染等が全国的に大きな問題となつてゐる。

舟平産業廃棄物処分場問題については、地域住する質問主意書

大分県大分市の舟平産業廃棄物処分場問題については、地域住する質問主意書

九州においても、去る五月には、福岡県筑紫野

市内に産業廃棄物処分場を持つ産業廃棄物処分業

者に対して、福岡県は、県の改善命令や行政指導に従わないと理由で、同社に処分業 施設設置などのすべての許可を取り消す行政処分を行つて いる。

大分県大分市の舟平産業廃棄物処分場は、安定型の処分場であるが、安定品目以外の不法埋立、処分場の排水による水道水・農業用水の汚染、豪雨による処分場崩壊の危険性について、地域住民は、長きにわたって指摘し、大分県等に調査等適切な措置をとるように要請してきた。

しかしながら、産業廃棄物処分業者の施設許可権者である大分県は、こうした住民の要請に対しても、これまで、十分な調査、業者に対する指導・監督等の対策を講じてこなかつたのである。

現在、産業廃棄物処分場の指導・監督権限を

持つておる大分市は、初めて、搬入される産業廃棄物の抜き打ち検査の実施、廃棄物処分場の排水・排気の調査、廃棄物処分場の調査を検討し、実施しつつあるようだが、住民は、十分な調査と結果について情報公開と説明を求めるとともに、処分業者に対する指導、監督の徹底をも要求している。

大分県大分市の舟平産業廃棄物処分場問題については、地域住する質問主意書

導が求められていると考える。
従つて、以下質問する。

一 大分市舟平産業廃棄物処分場は、一九九二年大分県が設置を許可したが、この地域は大分市の水道水の水源保安林であり、森林を伐採して

更地にしたうえで深い渓谷の入り口を土の堰堤で塞ぎ、渓谷を二〇mから三〇m掘り下げ、その中に廃棄物を投入するという安定型施設である。しかし、かねてからその工法は、豪雨等に

より決壊の恐れがあると指摘されていた。現に操業開始一ヶ月後に降雨のために土壌堤が崩壊し、廃棄物が土石流とともに広範囲に流出し、業者は一ヶ月間の操業停止を受けた。業者は決壊した土壌堤に盛土による修復で、大分県は操業再開を許可した経緯がある。

今後、豪雨等のために土壌堤が崩壊し、廃棄物が土石流とともに流出する危険性を常に孕んでいる。

土壌堤の決壊に備えた予防措置、万が一決壊した場合の応急措置、修復措置は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)上は、廃棄物処分業者が責任を負つて

いるが、事態によつては、大分市においても適切な措置を講ずる責務があると思うがどうか。

二 大分市舟平産業廃棄物処分場は、安定型処分場であるが、廃棄物処理法によれば、安定型処分場の場合には、構造自体が簡単なものであるために、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、

廃プラスチック、建設廃材の安定五品目に限定されており、有害物質を含んだり、分解して有害物質を発生したりするもの、腐敗するような有機物は持ち込むことはできないと思うがどうか。

三

大分県は、舟平産業廃棄物処分場を建設し、後に同処分場内に、産業廃棄物を無害化・減量化する中間処理施設を設置することを、処分業者に対して許可している。

本来、中間処理施設は、廃棄物処分場とは別の場所に設置し、さまざまな産業廃棄物を無害化・減量処理した上で、安定五品目を厳格に選別し廃棄物処分場に搬入するというのが原則ではないのか。

四 地域住民は、産業廃棄物処分場内に中間処理施設を設けたために、産業廃棄物の最終処分場へ持ち込む安定五品目と中間処理施設へ持ち込まれる廃棄物の分別が適切に行われず、同処分場に安定五品目以外の廃棄物の投棄がなされている疑いが強いとして、大分県や大分市に対して調査等を強く要望している。

大分市は、搬入業者の抜き打ち調査で、廃棄物処分場に安定五品目以外の産業廃棄物が投棄されている事実をつかんでいる。

廃棄物処分場の埋め土の割れ目からしばしば白煙があがり、悪臭が発生し、どす黒い污水が排出されている。この污水について、大分県が指定した機関が水質を分析した結果、BOD

(生物化学的酸素要求量)は八七〇で基準値の四
・五倍、COD(化学的酸素要求量)は三七〇
で基準値の九・二五倍の数値に達している。専
門家は、埋められた廃棄物は、地下で化学反応
を起こしているのではないか、また悪臭を発す
るガスは、硫化水素やダイオキシンなどの有毒
ガスが含まれている可能性があると指摘してお
り、水道水や農業用水への汚染が懸念されてい
る。

ところがこれまで大分県は調査方法や調査結果の公表をしないだけでなく、明確な根拠をなんら示さずに、住民に対しては「有毒ガスの排出はない」との姿勢をとり続けてきた。

二〇〇五年一月、野津原町の合併に伴つて、市平産業廃棄物処分場の指導・監督権限は、大分市に移管された。同市は、住民の強い調査要求に対して、ボーリング調査を実施しようとしているものの、ガス、汚水、水質の調査、廃棄物の不法投棄の調査については、まだ実施されず、なにも解明されていない。

大分県と大分市は、汚水等や廃棄物の不法投棄がなされているかどうかの調査をして、地域

大分県と大分市は、汚水等や廃棄物の不法投棄がなされているかどうかの調査をして、地域住民に公表し説明すべき責任があると考える。政府の所見を伺いたい。

大分県と大分市が必要かつ十分な調査を実施しないというのは、廃棄物処理法に照らして問題があると考えるがどうか。

五 大分県は、二〇〇三年八月、舟平産業廃棄物処分場から水温三〇度から三五度の悪臭を発す

るどす黒い排水が流出した際に、住民の指摘で初めて廃棄物処分業者に対して指示し、排水浄化装置の設置を講じさせたのである。

これが、事実だとしても、法改正前のこととはいえ、廃棄物処分場には安定五品目以外の廃棄物が投棄されているということである。

その廃棄物が現存する限り、ガスの発生、汚水の流出は続くことになる。浄化装置をついたというが、有害物質等が含まれた汚水を濾過できるのかどうか明確にされていない。

その上、中間処理施設の設置によって、厳格な分別がなされずに、安定五品目以外の廃棄物が処分場に投棄されるとすれば一層重大である。そのための対策が必要なことはいうまでもない。

政府としても、ガス、汚水等の調査、不法投棄がなされているかどうか実態を調査し、結果を、住民に公表して、疑惑に対し説明責任を果たすように、大分県と大分市に対して、厳格な指導をすべきと考えるがどうか。

六 舟平産業廃棄物処分場に、一二〇〇三年頃から、これまでのダンプカーによる県内廃棄物の

屋、愛媛県など全国各地から大型トレーラーによる大量の廃棄物の搬入（一日平均三〇台）が行われ、団地内への騒音被害、道路の破損が生じている。

この県外からの大量の廃棄物の搬入について、業者の中には、「大分県産業廃棄物処理施設設置等指導要綱」の第一九条の搬入協議書の提出、すなわち排出事業者に課している義務を無視して行つていているケースも少なくない。

こうした県外からの大量の産業廃棄物の搬入は、産業廃棄物処分場設置の許可条件の緩和措置によって、廃棄物処分場を拡大し、渓谷をさらに掘り下げてその中に廃棄物を投入するという事態にまでなつてきている。

廃棄物処理法上、大量の産業廃棄物が搬入され、それが住民生活や環境等に影響をおよぼしている場合には、大分県及び大分市の裁量によつて、県外からの産業廃棄物の搬入の制限等の措置を講ずることはできるのではないか。

また、そのような制限、規制をしている都道府県、政令市等があれば明らかにされたい。

七 現在、全国には、産業廃棄物処分場は二、六五五施設が所在するとしているが、都道府県・政令市別にどのくらい存在するか、その実態を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六三第三号

平成十七年九月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出大分県大分市の舟平産業廃棄物処分場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出大分県大分市の
舟平産業廃棄物処分場に関する質問に対する
答弁書

一について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」とい
う。)第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最
終処分場(以下「最終処分場」という。)の維持管
理は、当該最終処分場について廃棄物の処理及
び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三
十七号。以下「法」という。)第十五条第一項の設
置の許可を受けた者(以下「設置者」という。)が
法第十五条の二の二に規定する技術上の基準
(以下「維持管理基準」という。)等に従つて適切
に行う必要があるが、最終処分場からの産業廃
棄物の流出等により生活環境保全上の支障が生
じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき
は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特
別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)
は、法第十九条の五等の規定に基づき、当該最

終処分場の設置者等に対し、その支障の除去等の措置を講ずべきこと等を命ずることができるとしている等、産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに努める責務を有している。

二について

最終処分場のうち、令第七条第十四号ロに規定するもの（以下「安定型最終処分場」という。）において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、事業者は、令第六条第一項第三号ロの規定により、令第六条第一項第二号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物（以下「安定型産業廃棄物」という。）以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないよう必要な措置を講ずることとされており、御指摘の「有害物質を含んだり、分解して有害物質を発生したりするもの、腐敗するような有機物」である産業廃棄物については、安定型産業廃棄物に該当しないことから、安定型最終処分場において埋立処分を行うことはできない。

三について

都道府県知事は、法第十五条第一項の設置の許可の申請があつたときは、当該申請が法第十一条の二第一項に規定する許可の基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないとされているが、当該許可の基準においては、御指摘のような中間処理施設と最終処分場とを別の場所に設置することは要件とされていない。

四について

安定型最終処分場についての維持管理基準においては、設置者は、採取設備により採取された浸透水の水質について生物化学的酸素要求量

等の検査を行っており、当該検査の

結果、生物化学的酸素要求量等が基準値を超える場合には、当該最終処分場への産業廃棄物の搬入を中止する等の必要な措置を講ずることとされており、保健所を設置する大分市において、法に基づく立入検査等の適切な処理がなされるものと考えている。

五について

設置者に対する改善命令等の措置は、法に基づき、都道府県知事が実施することとされおり、関係大臣において、都道府県等による事務の処理が著しく適正を欠いているような場合は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の七の規定による是正の指示等を行うこととしている。

六について

都道府県知事は、法に基づき、当該産業廃棄物処理施設が設置された都道府県外からの産業廃棄物の搬入について制限することはできない。

また、当該産業廃棄物処理施設が設置された都道府県外からの産業廃棄物の搬入の制限等を行ふ条例又は規則を制定している都道府県及び保健所を設置する市としては、平成十七年二月

現在、青森県、岩手県、秋田県、福島県、新潟県、愛知県、三重県、岡山県、香川県、名古屋市、岡山市、豊田市、豊橋市及び倉敷市がある

と承知している。

七について

都道府県別の最終処分場の設置数は、環境省ホームページにおいて掲載している。また、保健所を設置する市別の最終処分場の設置数は、環境省が取りまとめている「産業廃棄物行政組織等調査報告書」において公表している。

ページ	段行	誤	正
三	二	五	労働省

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十日可

平成十七年十月六日 衆議院会議録第五号

発行所
二東京一 獨番○ 立四都五 行政區八 法人虎四 國立門五 印刷丁 局目
電話
03 (3587) 4294
定 價
(本体一部 一一〇円)